九州大学学術情報リポジトリ Kyushu University Institutional Repository

永楽年間の日明朝貢貿易

中島, 楽章 九州大学大学院人文科学研究院歴史学部門 アジア史学分野: 助教授: 中国社会史, 東アジア海域史

https://doi.org/10.15017/1149

出版情報: 史淵. 140, pp. 51-99, 2003-03-30. 九州大学大学院人文科学研究院

バージョン: 権利関係:

永楽年間の日明朝貢貿易

中島楽章

はじめに

n や輸出入品を示す史料がきわめて乏しい。 世紀初頭の永楽年間については、朝貢関係の経緯を示す外交史料のほかには、 較的豊富な十五世紀なかば以降については、日明貿易の制度的枠組みや、貿易商品や交易プロセスの実態面につ の対応、日明貿易の展開などが、日・明双方の史料によって詳細に論じられてきた。特に日・明ともに史料が比 いては、小葉田淳・佐久間重男両氏による体系的な専著があり、田中健夫・鄭梁生両氏の論著でも詳しく検討さいては、小葉田淳・佐久間重男両氏による体系的な専著があり、田中健夫・鄭梁生両氏の論著でも詳しく検討さ いても、かなり具体的に解明されている。ただしこれに対し、日明貿易の開始期であり最盛期でもあった、 十五世紀初頭から十六世紀前半にかけて、明朝と日本の間で展開された朝貢貿易(いわゆる「勘合貿易」)につ 他にも多数の論考が発表されている。これらの諸研究によって、日明朝貢関係の推移・遣明船の運営と明朝(5) 日・明ともに具体的な貿易の実態 十五

品 のやりとりを除き、 このため永楽年間の日明貿易に関しては、 貿易の実態面はほとんど解明されていないといえよう。本稿で紹介する『敬止録』は、こ 小葉田氏の先駆的業績から必ずしも研究が進展せず、 進貢品と回賜

ることにしたい。 び史料的性格について検討し、 て日本から輸出された貿易品のリストを紹介するともに、 楽期の日本輸出品に関する詳細な記録が残されているのである。本稿では、まず『敬止録』の成立と伝来、 志であるが、 うした史料上の空白を埋める貴重な文献である。『敬止録』は、 官撰の『寧波府志』や『鄞県志』にない多くの記事を含み、 ついで永楽年間にいたる日明貿易の展開を概観する。そして初期日明貿易におい 十五世紀初頭の東アジアにおけるその位置づけを論じ 明末清初の人高字泰による寧波府鄞県の私撰 なかんずくこれまで未紹介であった永 およ (地方

高宇泰『敬止録』について

る。 本叢刊』 本稿で紹介する高宇泰『敬止録』は、 『敬止録』については、 28 (書目文献出版社、 洪煥椿『浙江方志考』に、次のような簡明な解説がなされている。 一九九八年)に、成化 清代道光年間に鄞県の徐自棟が重編した抄本であり、 『寧波郡志』・『四明文献考』とともに影印・ 『北京図書館古籍珍 収録されてい

〔順治〕敬止録40巻

は順治三年 なく清軍に捕らわれ、 が編次を加えなおし、 も自署した。考証はきわめて博い。明末に鄞県で挙兵し、(南明の)魯王は兵部(員外)郎を授けたが、 明末、 鄞県の高宇泰纂。 (一六四六)で止まる。上海図書館にも伝鈔本がある。 道光十九年(一八三九)の烟嶼楼鈔本が、 のち隠居して終わった。本書は順治初年の編だが未刊であった。 宇泰、 字は元発、 のち虞尊と改め、 別に隠学という。 現在北京図書館に蔵される。 晩年には宮山、 清代に鄞県の徐時棟 災異考の記載 また蘗庵と

馮貞群によれば、「清の徐自棟はその残本を得て改編したが、 刊刻しなかった。 康熙 (鄞県) 志は多くこの

書から引用している。倪椿如は鈔本を蔵し、 孫翔熊・朱酇卿にも収蔵本があるが、徐氏による編次は経てい

ない」という(『寧波府属各県方志目』)

年の馮貞群編『寧波府属各県方志目』によれば、民間の蔵書家が他にも数種の伝鈔本を有していたようだ。 本稿で利用する『敬止録』は、北京図書館所蔵の徐自棟重編本であるが、上記のように、民国二五(一九三六) 歳時記・常年倉考・学校考・寺観考・壇廟考・方言考・薈菉[蕞]考・海防考・武衛考・歴志考に分かれる。 朱酇卿の『別宥斎朱氏珍本書目』によれば、本書は沿革考・疆域考・城池考・山川考・穀土考・災異考・

に帰郷し、抗清活動を続けたが、まもなく没した。 る防戦を続け、漢中巡撫を命じられ、北京陥落後は南明政権より湖広巡撫に任じられた。清軍の侵攻により寧波 して著述に専念した。父の高斗枢は崇禎元(一六二八)年の進士。湖広按察使などとして張献忠・李自成に対す 『敬止録』の編纂者である高宇泰は、明末清初、寧波府鄞県の人であり、抗清活動に加わったのち、明の遺民と

高宇泰自身の事績については、同郷の全祖望(康熙四四~乾隆二十 [一七〇五~五五] 年)による墓表に詳し

い。以下要点を引用しよう。

むも、性地は尤も忠醇。乙酉六月の役に、都御史はなお軍にあり。公は銭忠介公を輔けて鄞に起兵し、監国 内附し、旁皇として之くなく、光禄公のなお家にあるを念い、間道もて来帰せり。海上の諸公は、方に魯陽 て里門を過ぐるも、江上は陥れり。その時、 は手諭もてこれを奨し、もって江東の喬木に媿じずとなす。兵部郎を版授し、武選を綰べ、尋いで奉使をもっ 敷の孫。 てまた蘗庵と署せり。浙の寧波府鄞県の人なり。陜西[漢中]巡撫兼制川北副都御史斗枢の子、光禄寺署丞 高公、諱は宇泰、初め元発と字し、改めて虞尊と字し、別に隠学と字す。晩年は自ら宮山と署し、已にし ……都御史は孤軍をもって鄖陽を守り、三たび闖賊を禦ぐ。……公は都御史の長子なり。才名を負 都御史は陜に入るも、陜は已に内附す。鄖に還るも、 鄖もまた

史に随いて囚繋さる。 丙戌の冬、 なこれを公に本づく。 以後、年を分かちて死節せる諸公のために伝を立て、末に詩文を附すなり。敬止録あり、 の戈を揮いて、 ねて困折に遭うと雖も、 考証は最も博く、 蠟書海より至り、諜者はこれを得、公は首めに捕えらる。戊子の夏、華・王の事洩れ、 もって落日を挽かんとし、余遺老を勾きて、呼吸して饗応す。 ……壬寅の逮は、尤も震撼たり。幸いに保つを得ると雖も、 黄公林の黄姑林を譌り、大禹廟の謝女廟を譌り、その後に聞性道の改正する所は 肘柳集あり、乃ち作る所の詩文諸種なり。……その雪交集の手稿、 その故国の感は少しも衰えず。……著に雪交亭集あり。……蓋し甲申の十九人より 公の父子も輙ちこれに予る。 家は已に破れり。……累 予は陸披雲先生の 則ち甬上の旧聞 再び都御 皆 な

呼応した。八月には魯王を監国とする政権が紹興で成立し、高宇泰も魯王から兵部武選司郎中の肩書きを授けら 浙江に侵攻し、 獄し、康熙元年にも投獄された。 鄭氏勢力に支えられた福建の隆武帝政権と呼応した抵抗が続き、高宇泰も陝西・湖北から帰郷した父の斗枢とと れた。しかし翌順治三年六月には、清軍は銭塘江を渡り紹興を陥れ、 は南京に南明政権が成立するが、翌順治二年(南明弘光元年)五月には清軍が南京を攻略した。 うが、生員などの資格はなく在野の知識人だったようだ。 る者は、 方外者と遊ぶ。然れども風格は嵯峨として、 もに抗清活動にしたがい、 高宇泰の生卒年については、全祖望も「某年某月某日」と記すのみで不明である。若くして才名があったとい 書庫よりこれを得たり。 輙ちこれと絶つ」と、 浙東各地で反清武装勢力が蜂起する。鄞県でも前刑部員外郎の銭粛楽が挙兵し、 逮捕された。 肘柳集もまたなお家に存す。 明の遺民として著述に専念したという。 釈放後は、「時に山海は已に定まり、宇泰は施す所なく、 順治五年(一六四八) 軽がるしく交接あるを肯んぜず。遺民として晩節あり、稍も委蛇な 崇禎十七年(一六四四)三月、北京が陥落し、 独り敬止録は残断してまた伝わらず。 には、 寧波の華夏・王家勤らの挙兵に関わって入 魯王政権は崩壊する。 乃ち頽然自放として、 その後も浙東では、 高宇泰もこれ 六月には清軍 五月に

琴書『琴譜』などがある。そして高宇泰による鄞県の私撰地方志が『敬止録』である。全祖望によれば、「考証は 漢和辞典』) ことを意味し、この書名は私撰の書として、あえて正式の地方志と称することを止める意を示したの もっとも博く」、その成果の多くが聞性道が編纂した康熙『鄞県志』に取り入れられた。しかし全祖望が墓表を記 「その敬ならざるは無く、止まる所に安んずるを言う」 (『大学章句』) などと、「つつしんで止まる所に止まる」 (『大 した乾隆年間には、「残断してまた伝わらず」とされ、すでにほとんど散佚していたという。なお「敬止」とは、 著述には、 明朝に殉じた諸士の伝を収めた『雪交亭集』・詩文集として『肘柳集』があり、他にも詩集『懐遊草』・

だろう。

版したことで知られる。寧波の学術の領袖となること三十年、晩年は自邸を修志局として光緒『鄞県志』の編纂 二たび会試を受けるが合格せず、捐納により内閣中書の肩書きを得た。六万巻の蔵書を擁し、書堂を煙嶼楼と称 を主導したが、完成を待たずして没した。 これを整理し、現行の鈔本としてまとめたのである。徐時棟(嘉慶十九~同治十二 [一八一四~一八七三] 年) した。豊富な蔵書により考証と著述につとめ、特に宋元時代の寧波の地方志を校訂し、『宋元四明六志』として出 は鄞県の人、字は定宇、柳泉と号した。道光二三年(一八四三)に優貢生、二六年(一八四六)に挙人となり、 このように『敬止録』は、長く不完全な稿本として伝わっていたようであるが、道光年間にいたり、徐時棟が

刊』28として影印出版された。この影印本には解題などはなく、冒頭に「〔明〕高宇泰撰 う書誌が記されている。この徐自棟重編本の由来は、冒頭の目次に附された徐自棟の自記によって知ることがの書誌が記されている。この徐自棟重編本の由来は、冒頭の目次に附された徐自棟の自記によって知ることが 徐時棟が重編した鈔本『敬止録』は、原本が国家図書館(旧北京図書館)に所蔵され、『北京図書館古籍珍本叢 四十巻」、「據清煙嶼楼抄本影印」と記すのみである。『北京図書館古籍善本書目』にはやや詳しく、「敬止録 明高宇泰撰 清徐時棟輯 清煙嶼楼抄本 徐時棟校並跋 十四冊 十二行二十四字小字雙行同無格」と 〔清〕徐時棟輯 敬止

(きる)

稍やこれを編輯して、また四十巻を得るも、その旧を復する能わず、大畧なるのみ。己亥五月十七日、 滅すること甚だし。嗚呼、文献を徴する者、何人か坐して先輩の風流を太平無事の日に銷磨せしめんや。旧 な遠く隠学に逮ばず。徒に隠学の録する所は志書に非ざるをもって、それ未だ刊本あらず、士大夫は皆な棄 著の次第を按ずるに、凡そ四十巻、余の見る所の本は、乱次不倫にして、また漫としてその巻帙を識らず。 てて観るなし。積しく二百年、その書は幾んど亡びんとす。近ごろ余は始めてこれを覯るを得るも、 て名づけず。 四 **[明には故より志あるも、鄞邑には未だ専書あらず。 国初に高隠学、起めてこれを録すも、** その後、乃ち始めて聞惢泉の康熙志あり、 またその後は銭竹初の乾隆志あるも、 固より志をもっ その考據は皆 徐時

記がある。 書の末尾には、「己亥六月二日、書賈陸浩堂、 道光十九(一八三九)年を指し、徐時棟が優貢生となる前、 証学者の銭大昕が乾隆『鄞県志』を編んだが、その考據は遠く『敬止録』に及ばない。しかし『敬止録』は正式 泰が『敬止録』を著したが、私撰のため志とは名づけなかった。その後、 ふやであった。そこで徐時棟があらたに編輯し、その大略を四十巻に再整理したのだという。 たが、すでに残欠がかなり多かった。また原本の目次(次第)は四十巻からなるが、順次が混乱して巻名もあや の地方志でないため刊本がなく、 宋元時代から寧波府では多くの地方志が編まれたが、鄞県には明代まで地方志がなかった。清初に初めて高宇 おそらく徐時棟が整理した原稿を清書させ、五月に完成、六月に装丁が終わったのであろう。 二百年を経て亡失しかかっていた。 装潢して成工す。凡そ四十巻、 おそらく生員の時代に編輯したと思われる。 徐時棟は 聞性道が康熙 十四冊。 『敬止録』の鈔本を見る機会を得 柳泉記」という徐時棟の自 『鄞県志』を、 末尾の「己亥」は 著名な考 また全

本書の目次には、

まず重編後の「新定次第」を、ついで重編前の「旧本次第」を掲げるが、まず「新定次第」

武衛考上・下 巻二十四 遺事考 巻二十五 巻一 沿革考・疆域考・城池考 巻二 郷里考 学校考一~七 巻十八 倉儲考 巻十九 巻三十三 穀土考 巻三十四 歳時考 巻三十五 壇廟考 海防考 巻三 巻二十六~三十一 寺観考一~六 巻三十二 勝蹟 災異考 巻三十六 方言考 巻三十七~三十九 巻二十・二十一 貢市考上・下 巻二十二・二十三 坊表考 巻四~巻十 山川考一~七 巻十一~巻十

蕞考上・中・下 巻四十 歴志考

酌・排比し、その旧観を復す」ことを図ったという。いま「旧本次第」にもとづいて、原本と徐時棟重編本との の冒頭に記すところによれば、原鈔本は欠落が多いうえ、「篇次は錯乱し、甚だ当たらず」、このため「敢えて斟 において、原鈔本における各巻・各項目の配列と、その「新定次第」との対応関係を列記している。徐時棟がそ 棟が可能な限り整理・重編したものが上記の「新定次第」である。徐時棟は「新定次第」につづいて、「旧本次第」 対応関係を次の表に提示しておこう。 徐時棟が手にした『敬止録』の原鈔本にはすでに残欠も多く、各巻・各項目の配列も混乱していたため、徐時

〈表〉『敬止録』原稿本と徐時棟校訂本の編目対照表

	原本	校 本					
	標題	頁数	巻	標題			
	沿革考	4	巻1	沿革考			
第	疆域考	1	巻1	疆域考			
	城池考	13	巻1	城池考			
	山川考	21	巻 4	山川考 1 山川考 2			
本	山川考	27	巻 5				
	山川考	27	巻 6	山川考3			
	山川考	18	巻 7	山川考4			
第	山川考	23	巻8	山川考5			
	山川考	24	巻 9	山川考 6			
	山川考	28	巻10	山川考7			
	山川考	3	巻10	山川考7			
本	坊	4	巻3	坊表考			
	街巷	5	巻 2	郷里考			
第	郷隅都 昌村田号	14	巻 2	郷里考			
第	標題なし	23	巻32	勝蹟考			
=	歳時記	4	巻34	歳時考			
<u> </u>	穀土考	7	巻33	穀土考			
→	学校考	28	巻11	学校考 1			
本	学校考	17	巻12	学校考 2			
	学校考	19	巻13	学校考3			
A-4-	学校考	12	巻14	学校考 4			
第	学校考	13	巻14	学校考4			
四	学校考	18	巻15	学校考5			
本	学校考	21	巻16	学校考6			
	学校考	27	巻17	学校考7			

	原本	校 本					
	標題	頁数	巻	標題			
第五	標題なし	56	巻26	寺観考1			
	標題なし	25	巻29	寺観考4			
本	標題なし	12	巻30	寺観考5			
第	標題なし	22	巻27	寺観考2			
一	標題なし	29	巻28	寺観考3			
本	標題なし	14	巻30	寺観考5			
4	標題なし	15	巻31	寺観考6			
	壇廟考	24	巻25	壇廟考			
	方言考	5	巻36	方言考			
第	薈蕞考	20	巻37	薈蕞考上			
	標題なし	20	巻38	薈蕞考中			
七	薈蕞考	15	巻39	薈蕞考下			
	常平倉	3	巻18	倉儲考			
	井	4	巻10	山川考7			
本	災異考	3	巻25	災異考			
	海防考	10	巻19	海防考			
	標題なし	20	巻20	貢市考上			
Arte	標題なし	24	巻21	貢市考下			
第	標題なし	15	巻24	遺事考			
八	標題なし	23	巻22	武衛考上			
本	武衛考	25	巻23	武衛考下			
7	歷志考	21	巻40	歷志考			

ることに基づいてい 市考」という標題は、嘉靖倭寇について述べた「遺事考」の一節に、「その自ら起こる所は、貢市考に詳し」とあ もと原鈔本で附されていたものも多いが、標題が失われ、徐時棟が擬定したものも少なくない。本稿で紹介する 六頁までさまざまであり、巻次も記されていなかったようだ。各巻の「沿革考」・「疆域考」などの標題は 「貢市考」上・下も、 表に示したように、原鈔本は全八冊からなり、計四七の編目に分かれていた。 もともと第七本末尾と第八本冒頭に収められていたが、いずれも標題は欠落していた。「貢 編目ごとの頁数は、 一頁から五 もと

常の地方志ではもっとも多くの分量を占める「人物考」が失われていることから、高宇泰の原稿本は現存の校訂 本よりかなり大部であったと考えられる。また現存する編目にも内容の一部を欠くものがあり、たとえば巻十一 編例を勘案して、適宜に定めたのであろう。また高宇泰の原稿には、このほかに「治官考」・「龍湫考」・「藝文考」・ に関する記事は見られない。 「人物考」・「孝行考」などの編目があったようだが、徐時棟が入手した原本ではすでに欠落していたという。通 「学校考一」では、巻頭で府学・県学・社学・書院の各項目について述べると記すものの、 こうして徐時棟は各編すべての編目に標題を附し、全四十巻に編輯した。巻次の配列も徐時棟が地方志 本文には社学や書院 二般

る。 も清鈔本を蔵し、 重編本も稿本のまま刊刻されることはなかった。なお『敬止録』には、このほかにも数種類の鈔本が伝わってい 徐自棟はこの『敬止録』を、『宋元四明六志』の校勘や、光緒『鄞県志』の編纂などにひろく活用したが、 一九八五年の 中国科学院図書館・浙江省図書館にも鈔本があるという。 『中国地方志聯合目録』によれば、『敬止録』は北京図書館のほか、 上海図書館·天一閣博物館 彼の

版されている。「出版説明」によれば、この鈔本はもと馮貞群が収蔵し、考訂を加えたものであったが、 こうした諸鈔本のうち、 浙江省図書館の収蔵本も、 一九八三年に杭州古旧書店から八冊の線装本として影印出 たい。 止録 ない。 ようで、 年に杭州古旧書店に譲られ、 志考』に引く『寧波府属各県方志目』によれば、 名な蔵書家であり、 べて同書にしたがう。 方言考・坊表考・郷里考・貢市考・武衛考などを収録するに止まり、 れて文字の誤脱を直し、 編次も一致せず、 貢市考下はほぼ完全に収められているが、本稿で紹介する貢市考上はすべて欠落している。 の基本的テキストは、 おそらくその後民間の蔵書家から入手したのであろう。 郷土の文献に通じ、 ただし浙江図書館本に加えられた馮貞群の校訂は有益であり、 欠落部分も非常に多い。 必要な校訂を加えている。 さらに浙江図書館に収められたという。馮貞群(一八八六~一九六二) やはり北京図書館蔵の徐時棟重編本であり、 『四明叢書』の編纂を主導したことで知られる。すでに紹介した 徐自棟重編本とくらべると、学校考・寺観考・ 一九三六年の段階では馮貞群自身は本書を収蔵してい ただし馮貞群所蔵の鈔本は、 彼は徐自棟の重編本などを参照して、 しかもその多くは一部分が含まれるにすぎ 本稿でも巻数・標題・ 徐自棟の重編本とは系統 あわせて参照することに Ш 編次・内容はす 川考 したがって『敬 は寧波 壇 朱筆を入 なかった 一浙 が異な 廟考 の著

書がすでに亡佚した永楽 康熙・乾隆の 地方志の中心である人物伝を欠くが、 について豊富な記事を含むが、 元期の海外貿易についても貴重な資料を提供している。 さて上述のように、 『四明図経』・宝慶 あるが、 『鄞県志』よりはるかに豊富な情報を提供している。 徐時棟の整理・校訂した『敬止録』 61 ずれ 『寧波府志』を引用していることである。 『四明志』 • 開慶 も日明貿易に関する記事は乏しい。 十五世紀の日明貿易に関する記事はさほど多くない。 それにもかかわらず現存する編目についていえば、 『四明続志』が、元代に延祐『四明志』・至正 明代には十五世紀後半に、 は、 もともと欠落の多い不完全本であり、 十六世紀中葉の嘉靖 特に日明貿易史などにとって重要なのは、 周知のように寧波の地方志としては、 成化 これに対し 『寧波府志』は、 『四明続志』が "四明郡志』·成化 明代の寧波につい 『敬止録』 特に一 ~あり、 後期倭寇 南宋期 『寧波 般の 宋 本

く永楽 『寧波府志』には、 十五世紀初頭の最盛期における日明貿易について、 他の史料には見られない詳細な記

事を収めているのである。

に述べる。 の書名が見え、これが永楽『寧波府志』であろう。しかし成化『四明郡志』などでは、永楽『寧波府志』を参照 と『寧波府志簡要』を挙げるに過ぎない。永楽府志の存在は、明代中期にはすでに忘れられていたようだ。 した形跡はなく、嘉靖 高宇泰は『敬止録』巻四十「歴志考」において、宋元以来の明州・慶元府の地方志を紹介したのち、次のよう 永楽十七年 (一四一九) 以降、 『寧波府志』の序文でも、歴代の府志としては、宋元の各志の後は、 南京から北京文淵閣に移した書籍の目録である『文淵閣書目』に、『寧波府志』 成化の『四明郡志』

惜しむべきなり。 糊傘舗に鬻ぐ者あり。友人は見てこれを贖うも、已にその数帙を失えり。鄞の事を載する所は、幸いにして 甚だ偉にして、最も詳備たり」と言う。四明志を論ずる者は、当にこれをもって首となすべし。人にこれを なお十の七を存せり。当時或いは巨籍なるをもって、未だ鋟に付すを経ざるか。必ずや副本なからん。深く れ博学好古にして、永楽志を修むるに預かるも、惜しむらくは未だ刊するに及ばず、同修する者が鈔帙せり。 国朝には則ち永楽志あり。 撰者の姓氏を著さず。予は『黄南山集』の「張徳恿墓志」(を見る?)に、「そ

永楽『寧波府志』については、黄潤玉(『寧波府志簡要』の著者)の『南山家伝集』(景泰元 [一四五〇] 年自序) したが、 期にいたり、永楽府志の稿本を、唐傘の張り紙として傘屋に売る者がいた。高宇泰の友人がそれを見つけ買い戻 に言及があり、 編纂に利用したのである。 すでに数帙が失われていた。 張徳恿なる人物が編纂に預かり、 幸いにも鄞県に関する部分は七割が残っていたとされ、高宇泰はそれを『敬 刊刻には至らなかったが詳細な大著であったという。 明末清初

祖望は次のように述べる。 た「世に絶えて無き所にして、 された『永楽大典』を閲覧し、 世紀近くのち、 乾隆元(一七三六)年に進士に合格し、翰林院庶吉士となった鄞県の全祖望は、 僅かにこれを大典に見る」文献の中には、永楽『寧波府志』も含まれていた。 重要な文献を鈔録させた。 翌年全祖望は官を辞して故郷に帰るが、 彼が鈔録させ 翰林院に蔵 全

は元に仕うる匪人にして、前宋の遺事を没せり。この書を得てもってこれを補わば、真に大快事なり。 孝謙これを為れり。その書の体例は絶だ佳し。生平、袁清容の志(延祐『四明志』)を喜ばず。 少く所は永楽志のみ。 伝う者は最も少なし。 成祖は天下の府州県に詔し、皆な志書を修めしむ。時に方に『永楽大典』を修め、天下の志は皆なこれ ……書は専ら大典のために作り、既に書局に貢げば、未だ嘗て梓に付さず。故に今、天下に永楽志を 大典を鈔するに及びて、始めてこれを得たり。この志は、里人の紀徴士宗徳・李処士 吾が郷の志書、吾が家の蔵する所となるは、宋より以下、一として備わらざる無し。 謂うにその党

府志』あり、 纂した『鄞県志』でも、「『文淵閣書目』を攷うるに、『明州府志』あり、蓋し洪武初に修むる所なり。 う。しかし全祖望の鈔録した永楽府志もほとんど流布しなかったようで、乾隆五十年(一七八五)、銭大昕らが編 現存する永楽期の地方志はごく少ない。全祖望も『永楽大典』を鈔録して、はじめて永楽『寧波府志』を得た。 本書は紀宗徳・李孝謙の纂、体例はきわめて優れ、延祐『四明志』(袁清容纂)に欠く宋代の記事を補いうるとい 永楽帝は全国の府州県に地方志を編纂させ、『永楽大典』に収録したが、それらは朝廷に献上したのち出版されず、 則ち永楽中に修むる所なり。今皆な見るを得ず」とあり、寧波でもその存在は知られていない。 また『寧波

永楽年間の地方志として、『文淵閣書目』の「新志門」に『鄞県志』が見え、黄虞稷『千頃堂書目』巻七、

おそらく正本が朝廷に献上されるに際し、その写しが作られ、寧波に残されていたものであろう。

なお関連する

地理類

明の遺民として故郷にいた高宇泰が、宮中の『永楽大典』を閲覧した可能性はなく、彼が利用した永楽府志は

及はなく、高宇泰が本書を参照する機会はなかったようだ。 中にも、「鄞県志。 永楽間修、 未刊」と著録する。 しかし『敬止録』の 「歴志門」には永楽 『鄞県志』に関する言

史料であるが、これもおそらく永楽府志に基づく記事であろう。本稿では、『敬止録』巻二十・「貢市考」上に収 長の設置単位)を挙げ、ついで各郷・都に属する図(=里)を列挙するとともに、各図に属する村落名を注記 用する『敬止録』の価値は高い。『敬止録』には、本稿で紹介する日明貿易関係記事のほかにも、 められた、宋元・明初の日本貿易に関する記事から、永楽年間に日本から寧波に輸入された物品のリストを紹介 ている。明初の里甲制が宋元以来の郷・都制を承け、各都内の自然村落に基づいて編成されたことを示す貴重な ない宋元・明初期の寧波に関する史料を少なからず含むが、その多くは永楽『寧波府志』に基づくと思われる。 一例として、巻二「郷里考」の「郷隅都啚村田号」の項には、「按洪武十九年魚鱗図冊」として、鄞県内の各区(糧 永楽『寧波府志』は、永楽大典本・高宇泰の利用した鈔本・全祖望の鈔本ともに散佚したと思われ、 概括的な検討を加えることにしたい。 他の文献に見え これを引

一 永楽年間にいたる日明貿易の概観

された商品を列挙する。それに続き、「皇明永楽志」、つまり永楽『寧波府志』からの引用として、日本からの輸 の沿革について叙述し、ついで宝慶『四明志』・至正 入物品のリストを掲げるのである。 『敬止録』巻二十・「貢市考」上では、まず市舶司・安遠駅・東庫・嘉賓館など、朝貢貿易に関わる諸施設とそ 『四明続志』により、南宋・元代に海外諸国から寧波に輸す

はじめに明初にいたるまでの、寧波における日本貿易の推移を概観しておこう。寧波はもと明州と称され、 南

のち洪武十四(一三八一)年には寧波府と改称した。 宋中期に慶元府、 り動揺する。至正二七 (一三六七) 年にいたり、朱元璋は方国珍を降して慶元を接収し、慶元路を明州府と改め も生じ、日本貿易が一時的に禁じられるなど、次第に不安定化する傾向にあった。十四世紀なかば、 した方国珍は、至正十五(一三五五)年に慶元を占領して海上交易を制圧し、 日元貿易自体は新安沈船に見られるようになお活発であったが、慶元では貿易上のトラブルから日本海商の暴動 金銀・銅銭などの流出に悩まされた元朝は、 元代には慶元路と改称される。北宋期から両浙市舶司が設置され、 福建・広東・東南アジア方面ともリンクする集散港として繁栄した。 何回か海商の海外渡航禁止を命じ、 慶元における日元貿易も戦乱 市舶司も改廃をくり返している。 日本・ 十四世紀後半には 高麗に往来する海商 台州で蜂起

謀叛に荷担し、 部を押さえてい を設置した。 で明朝は洪武元年に太倉の黄渡に市舶司を設け、洪武三年にはこれを廃し、あらたに明州・泉州・広州に市 なく勢力を失ない、倭寇の襲来が続いたこともあって、日明通交は順調に進展せず、日本からの朝貢使節の多く されており、 認可を受けた民間貿易は、 は表文の不備などから退けられている。さらに洪武十九(一三八六) 洪武帝は即位の当初から、 同時に明朝は沿岸部の秩序維持のため、海禁令を発し沿海民の私的な海外渡航を禁じたが、 その後は海外貿易は明朝と朝貢国との朝貢貿易に限定され、 日本から武器・兵士の調達を図ったとして摘発され、これを機に日本との通交は断絶した。 た南朝の懐良親王が明に入貢し、洪武帝はこれを「日本国王」に封じた。 市舶司の管理のもとで継続していたと思われる。しかし洪武七年には三市舶司が 周辺諸国に使者を派遣して朝貢をうながした。洪武四(一三七一)年には、 年には、 明代特有の海禁―朝貢体制が成立して 寧波衛指揮使の林賢が、 しかし懐良親王は 胡惟 明朝 九州 廃止 舶 庸 まも 一方

建文三(日本応永八・一四〇一)年、 南北朝を合一し、 大内氏などを破って海上交易路の掌握も強めた足利義

満は、 貿易を展開した諸国の一つだったのである。ところが義満を継いだ足利義持は、永楽八(応永十七・一四一〇) 徳八(永享五・一四三三)年の遣明船を派遣し、明朝への朝貢を再開した。 年の遣明使を最後に明朝への朝貢を拒絶し、 翌年に答礼使を送り、義満を「日本国王」に冊封した。これに対し永楽元(応永十・一四〇三)年、 た。永楽元~六年までは、日本は朝鮮・琉球・シャム・チャンパ・ジャワなどとともに、もっとも積極的に朝貢 六(応永十五・一四○八)年まで、日本は五年連続で遣明船を派遣して朝貢し、明朝も三度にわたり答礼使を送っ つつあり、日本の朝貢を歓迎して、答礼使を送り義満に日本国王印や勘合をあたえた。 に使船を派遣して朝貢する。建文政権を倒し帝位についた永楽帝は、ちょうど海外諸国へ朝貢を促す使節を送り 明朝に使者を派遣して通交を求めた。明朝は靖難の役のさなかであったが、日本の来貢をうけた建文帝は、 一時的に日明通交は断絶する。 しかし義持を継いだ足利義教は、宣 その後義満が没する永楽 義満は明朝

用として掲げる日本からの輸入品リストは、 年(一四〇五)に編纂が開始され、永楽六年に完成している。したがって『敬止録』に「皇明永楽志」からの引 で述べたように、永楽『寧波府志』は、もと『永楽大典』に収められたものと思われるが、『永楽大典』は永楽三 施設として安遠駅も置かれた。宋元および洪武七年以前の市舶司が海外貿易一般の管理・監督・関税徴収を任と施設として安遠駅も置かれた。宋元および洪武七年以前の市舶司が海外貿易一般の管理・監督・関税徴収を任と ると考えられるのである。 したのに対し、永楽以降の市舶司は、もっぱら朝貢使節への応対と朝貢貿易の管理を任とするようになる。 舶司をふたたび設けている。浙江市舶司は寧波に設置され、主として日本との朝貢貿易を掌管し、 なお永楽元年には、海外諸国との朝貢を促進するとともに、洪武七年に廃止された浙江・福建・広東の提挙市 まさに日明貿易の最盛期であった永楽六年以前の状況を反映してい あわせて宿泊 前節

蒔絵・螺鈿・扇などの工芸品、 日本から中国への輸出品としては、 日本刀などが主であったという。ついで南宋の宝慶『四明志』には、 十一世紀前後の北宋期には、 砂金・硫黄・水銀などの鉱産物、 十三世紀前

半に日本から慶元に輸入された十二種の商品を挙げている。 子・砂金・珠子・薬珠 どがあり、 浙東では造船数の増加などで森林の乱伐が進み、 薬珠・鹿茸・茯苓などの薬材も挙げられるが、特に松・杉・檜などの木材が重要な輸出品であった。この時期の の原料)・合簟 かには日本産が多かったと思われ、また明らかに日本産のものとしては、 十四世紀なかばの至正 依然として木材の輸入が多いのが注目される。 (盒簞=小箱・手籠の類?)・松板・杉板・羅板 (薬用真珠)・鹿茸・茯苓」、「麤色」 『四明続志』では、 国別に分かたず輸入品を列挙するが、このうち硫黄・水銀などのな 日本の木材は建築・造船材などとして需要が高かったのである。 (関税率の低い一般品)としては「硫黄・螺頭 すなわち「細色」(関税率の高い貴重品)としては「金 (檜板)」である。砂金・水銀・真珠などのほ 倭金・倭銀・倭枋板柃・倭條・倭櫓な (螺鈿

建文三年、 足利義満が最初の使節派遣に際し献上した進貢品は次のとおりである。

ついで永楽元年の遣明使による進貢品は次のとおり。 金千両 馬十匹 薄様千帖 扇百本 屛風三 雙 鎧 領 筒丸 領 剣十腰 刀 柄 硯筥 合 文臺 筃

領并匣 生馬弐拾匹 硯一 面并匣 硫璜壱万斤 扇壱百把34 馬脳大小参拾弐塊計弐百斤 金屛風三副 槍一千 [十?] 柄 太刀壱佰把 鎧壱

前回 なかば以降は銅銭はほとんど賜与されなくなる。 銭千五百緡・銀千両が下賜された。 ね永楽元年の品目に準じたようである。 前年まで続いた靖難の役による需要増加を見込んだものであるが、 品であったが、 進貢品と比べると金が含まれず、 永楽三年の遣明使に対しては、 その後も永楽年間の遣明使には、 その一方で馬・ 永楽元年の進貢に対する明朝の回賜品は、 義満が倭寇禁圧に努めたこともあって、 硫黄・槍・ 日本刀などの軍需物資がきわめて多い。 その後の日明貿易における進貢品も、 多額の銀・銅銭が与えられたが、十五世紀 生糸・絹・ 各種の絹織物のほか、 漆器その他 ح この工芸 お れは

ずから進献した物品であり、 準備した附搭貨物を交易するほか、商人から乗船賃や貨物料をとって、これを遣明船の派遣費用に充て、 通訳のほか、 王たる足利義満であったが、 進貢品にともなって輸出される附搭品・自進物であった。永楽年間における遣明船の経営主体は、 は商人の輸入した商品の十分の一を抽分銭として徴収した。 人が積み込んだ物品であり、これが貿易品の主体となった。幕府・大名・寺社などの遣明船経営者は、 であったという。 に権利金を払って経営に加わった。遣明船には朝貢使節のほか、大名や寺社の代理人である土官・居座、 か しいうまでもなく、 商人(客商) 附搭品には遺明船の経営主体である幕府・大名・寺社が用意した貨物もあるが、 進貢品とそれに対する回賜品は、 も同乗し、 その後の遣明船は、 明朝から代価が給された。 従者の名義で渡航した商人も多かったので、 日本国王である将軍自身のほか、 自進物は日本国王の進貢物とは別に、 実際の朝貢貿易の一部でしかなく、貿易品の大半は 実際には乗組員の大半は商人 有力な守護大名や寺社も将軍 より多くは商 朝貢使節がみ すべて日本国 みずから 帰国後 従者や

民間交易の比重が増してゆく。 多くは寧波に止まり、官設の仲買人(牙行)を通して民間交易を行った。また一部の商人は朝貢使節に同行して 十五世紀後半には 北京にいたり、 よる買い上げは銅銭と紙幣(大明宝鈔)によってなされたが、実際には宝鈔は絹・綿布に換算して支給された。 として免除され、まず政府が価格を設定して必要品を買い上げ(抽買)、残りの商品は民間貿易を許した。 遣明船が寧波に到着すると、貨物は市舶司により東庫に収められる。 宿舎の会同館で市を開いて交易し、北京に往復する沿道の都市でも売買が行われている。 鈔価の暴落と買い上げ価格の切り下げにより、 政府との交易は不利なものとなり、 附搭品に対する関税徴収 (抽分) しだい 政府に 商 は原 に 則

ものであり、 ただしこうした朝貢貿易のプロセスは、 永楽年間における日明貿易の実態は、 おおむね足利義教が通交を再開した十五世紀なかば以降の史料に 進貢品と回賜品のやりとりを除いては、 実のところあまり明

らかではない。 納入するを願う者あらば、官例に照依し、具奏して鈔錠を関給し、その価値に酬いよ(ヨス) 凡そ遠夷の人、或いは長行せる頭匹、及び諸般の物貨に、貢献の数に係らざるも、 朝貢貿易一般に関わる規定として、洪武二六(一三九三)年に定められた『諸司 附帯して京に到り、 職 掌 には、 官に

納入を願う場合は、 のが、洪武年間 要するに進貢品以外に舶載された附搭品については、 とある。 込んだ附搭品は、 などの官が会同して積荷を検査し、 の規定によれば、朝貢使節が蘇木・胡椒・香蠟・薬材などを大量に舶載して福建・広東に到った場合は、 すなわち朝貢使節が進貢品以外に持ち込んだ物品や動物は、 の 官が宝鈔を給して収買し、礼部・戸部などが官を派遣して宮中の承運庫に運搬させたのである。 原則であった。 皇帝に上奏したうえ宝鈔を支給して買い上げるのが原則であった。 数目を京師に報告させた。そのうえで国王の進貢品を除き、 京師または入港地で、政府が宝鈔を支給して一括購入する 京師 (当時は南京)に帯同させ、 またやはり『諸司職掌』 朝貢使節 政府への 布政司 が持ち

て請うたが、永楽帝は「鬻ぐ所なければ、則ち官は為に中国の直に準じて此を市え」と命じたのである。 軍器・刀槊の類を私載して民に鬻ぐを得ざること、具さに禁令あり。宜しく有司に命じて番舶中を会検せしめ、 日明貿易においても、 令にこだわるべきではないと指示した。礼部はなおも、「刀槊の類は、民間に在りては私有を許さざれば、 これに対し永楽帝は、 兵器・刀槊の類あらば、籍封して京師に送らんことを」と、それらを没収して京師に送るべきであると上奏した。 た鬻ぐ所なからん。惟だ当に籍封して官に送るべし」と、民間の私有を禁じた刀剣類は官が没収することを重 永楽元年からは足利義満による日明朝貢貿易が本格的に始まったが、この年の九月に寧波に入港した遣明船も、 幕府や諸大名が出資した多数の軍器・刀剣類を積んでいた。礼部は「凡そ番使、 遠方からの朝貢使節が、進貢品以外の商品を積載して費用を捻出するのは当然であり、 民間交易が禁じられた軍需品などは、 政府が時価に準じて一括購入したと考えられる。 中国に入らば 則ちま

さらにこの年十月に朝貢したイスラム使節については、『太宗実録』に次のような記事がある。 ことを許したとして、同様に朝貢国との通交を許すことを命じている。また永楽元年に市舶司を復活した目的も、 の諸国に示し、誠を輸して来貢する者あらば聴すべし」とあり、洪武年間には朝貢使節が自国の産物を交易する わして来朝せば、……その土物をもって来り、市易する者は悉く聴せり。……今、四海は一家、 たのだろうか。建文四(一四〇二)年、即位直後の永楽帝が下した上諭には、「太祖高皇帝の時、 海外番国の朝貢の使、貨物を附帯して前来し交易するには、須らく官有りて専らこれを主るべき」ためであった。(④) それでは永楽年間において、軍需品などを除いた一般の附搭品は、政府による収買のほか、民間交易も許され 正当に広く無外 諸番国、 使を遣

ん」と。聴さず。 さんや。今夷人は義を慕いて遠く来る。乃ちその利を侵すも得る所は幾何ぞや。大体を虧辱すること多から て、有司はその税を徴さんことを請う。上は曰く、「商税は国家、逐末の民を抑うるなり。豈に以って利とな 西洋の刺泥国、回回の哈只たる馬哈没奇刺尼等、来朝して方物を貢ず。胡椒を附載し、民と互市するに因り西洋の刺泥国、回回の哈只たる馬哈没奇刺尼等、来朝して方物を貢ず。胡椒を附載し、民と互市するに因り

るが、永楽年間には政府が優先的に買い上げた後には、民間貿易を許すこともあったのであろう。 司職掌』では、朝貢使節が大量の胡椒などを附搭品として舶載した場合は、政府が一括購入することを定めてい 税の徴収を求めた。しかし永楽帝は遠方からの朝貢使節を優遇する意から、課税を免除したという。上引の『諸 刺泥国(グジャラート地方)が朝貢品のほか附搭品として胡椒を舶載し、民間と交易したため、官が上奏して商

すなわち附搭品については関税を免除し、 書籍及び玄黄紫皀大花西番蓮緞、 臣人等の進到せる物価は倶に抽分を免じ、價鈔を給与す。給賞の畢れる日には、会同館において市を開くを許し、 また十六世紀の史料であるが、 并びに一応の違禁の物は収買を許さざるを除き、その余は貿易を聴す」とある。 厳従簡 『殊域周咨録』暹邏国の条には、「(永楽) 二十一年、又た貢す。 政府が鈔を支払って収買し、その翌日には会同館で市を開き、

府が収買した残りの附搭品との交易も行われたのではないか。さらに厳従簡は同書において、「永楽に改元するや、 承けて博買し、 遣使は四出し、 を除く中国産品を購入することを許したという。 物品が官庫や市にあふれ、人民がそれを買い受けて富を得たという。 或いは多く富を致し、国用も亦た羨裕せり」とも述べる。(キヨ) 海番を招諭す。 貢献は畢な至り、 奇貨重宝は前代の希なる所にして、庫市に充溢す。 中国産品の代価には政府から受領した鈔が充てら 永楽年間には朝貢使節が舶来した海外 れたほ 貧民は令を 政

ない 鈔によって収買する規定であり、 けである。 并びに官の収買せる附来物貨は、 は朝貢国によって様々であり、 定着したのかはよく判らないが、 十六世紀初頭の正徳『大明会典』(以下正徳会典と略称) か。 ただし正徳会典において、 通則としては、 には代価を給し、 附搭品については半分を無償で接収 政府が収買を要さない物品は民間交易を許すと規定する。 琉球に関しては五割を抽分、 倶に價を給し、堪えざる者は自ら貿易せしむ」と、使節の自進物や政府 おそらく永楽年間から、 日本などは特例によって抽分を免除されていた。 附搭品や自進物の民間交易を許すことを明記しているのは日本とマラッカだ おおむね同じような附搭品貿易が行われてい には、 五割を収買という通則が適用されている。 (抽分) 日本との朝貢貿易に関して、「正副 し、残りの半分について、 実際には附搭品に こうした定例 政府が 使の自然 対 が たのでは する扱 の収買

豊富な記事によって詳しく判明するのに対し、初期の日明貿易における附搭品・自進物の輸出入については、 詳細に記録しており、 附搭品貿易の実態はほとんど不明であった。十五世紀前半の朝鮮―日本貿易における輸出入品が、 る、『敬止録』所引の永楽『寧波府志』は、 本側にもほどんど史料がなく、 従来の研究では、 「永楽年間における日明貿易については、進貢品と回賜品が外交文書によって判明するだけで、 研究上の空白を埋めることが可能なのである。 実録などの明側の史料にもごく断片的な記事が残るだけであった。 まさにこの時期における日本から明朝への輸出品の品目を、 『李朝実録』の 次節で紹介す きわめて 日

されており、日本以外の朝貢船が寧波に入港することもあったのかも知れない。 東市舶司を通じて行われるべきなので、「暹邏国」の項に列挙された商品が実際に寧波に舶載されたかは疑問であ でに後続部分は散佚していたのであろう。また寧波市舶司は日本との朝貢貿易の窓口であり、シャムの朝貢は広 げたところで、「永楽志以下脱葉」として中絶している。おそらく高宇泰が永楽『寧波府志』を写した時点で、す 外からの輸入品を「細色」・「粗色」に分けて挙げる。それに続いて「皇明永楽志」からの引用として、日本から れぞれ税率に応じて「細色」と「粗色」に分けて列挙し、ついで至正『四明続志』により、 『敬止録』巻二十、貢市考上では、宝慶『四明志』により、南宋期の高麗・日本・南海諸国からの輸入品を、 ただし各市舶司が設置された永楽元年には、「寧波の辺海は、日本諸国の番船、 計二四八件を列挙するのである。これに続き「暹邏国」からの輸入品を列挙するが、計三六品を挙 進貢して往来絶えず」とも称 国名を分かたず、海

こうした点では不十分な史料であるとはいえ、品目の種類はきわめて詳細に記録している。なお二四八件の品目 司がその品目を逐一確認した記録に基づいているのではないだろうか。 日本からの輸入品リストは、 日本からの遣明船が舶載した物品は、 が、どのような形で記録されたのかも不明である。永楽三年には、寧波市舶司の官庫として「東庫」が設置され、 原来は輸入品に関税をかけなかったので、細色と粗色の区別もなく、各品目の価格・数量なども一切不明である。 「皇明永楽志」による日本輸出品リストは、二四八件の品目を列挙するのみで、 進貢品 市舶司による検分(盤験)を経て、東庫に搬入された。推測すれば、 附搭品・自進物を含めた舶載物資の検分と東庫への搬入に当たって、 説明文などは一切ない。 明朝は この 市舶

料 • とにしたい。 品 類にしたがって各品目を紹介することにしたい。 I 金銀・ 一品の輸出品について検討する余裕はなく、 計二四八件の品目は、 顔料類、 金属 VII硯匣·漆器類、 真珠類、 列挙される順番にしたがって、 II 武器 Ⅲ屛風・紙・什器・扇類、 刀剣類、 Ⅲ馬·皮革類、 全体的な傾向を概観するに止め、 列挙する順番はすべて原史料のままである。 おおむね八種の範疇に大別することができる。 である。 IV 織物類、 以下一品ごとに通し番号を振って、 V 硫黄 · 宝石·水銀類 専家による詳細な検討を待つこ VI 香料 ただし本稿では 上記の分 薬材 すなわ 染 ち

Ⅰ 金銀・金属・真珠類

銕火筯 碗 19生銅香炉瓶臺 1金子 12蛤珠 2 砂金 28 鉄板鎖 13蛤碎米珠 3 銀子 20洒金銅香炉 29 鉄銚 4 白 銀 14銅鏡 30 銅銚 21洒金香炉 5 雑銀 15水精搭児 31鍍金銀銅銚 6 散銀 22鍍金銅臺盞 16或堅固子以水晶確児 32鍍金水銀銅銚 7銀花瓶 23 錫香盒 8銀香炉 33木銚角盥 24 荒鉄 17古銅亀雀炉臺花瓶 9銀香盒 25 銕茶鍋 34洒金木銚 10銀亀雀燭臺 26 過錫燭臺 18 35撒金木 銅 火筯 11 銀 27

銚

ている。60 要な輸出品であり、 も遣明船が金を附搭品とした記録があるが、輸出品に占める比重はさほど大きくは る進貢品には金は見られない。 として陸奥で生産される金 金 • 銀 • 建文三年、 銅 · 鉄、 南宋末 義満が最初に明に使節を派遣した際にも、 金銀・金属を用いた各種工芸品、 ・砂金は、 (十三世紀なかば)には慶元市舶司だけでも三千両以上の金が輸入されたと推測 宣徳十 平安後期から鎌倉時代にかけての日宋貿易においても、 (永享七・一四三五)年の遣明船は金百両を附搭品として積載し、 および真珠(蛤珠) 金千両を進貢した。 と水晶 (水精) な い⁵¹ し かしその後の が挙げられてい 日本のもっとも主 日 |本国 その後 る。 によ され 主

た。 て安かった。このため元末から明代前半期にかけては、日本は朝鮮から多額の銀を輸入する一方、 比価は一:五~六であって、 して、十四世紀後半から十五世紀半ばにかけては、一:四~六で推移している。十五世紀の日本における金 から輸入した銀を再輸出するなどして、銀を持ち込むことがあったのであろう。 ようだ。中国における金:銀の公定比価は、 に挙げる輸入品のなかには「倭銀」が含まれており、 いく また十五世紀には、 方で銀は宋代から中国から日本に輸出されており、明朝も永楽四年・五年にそれぞれ銀千両を義満に賜って 足利義教が再開した宣徳八年の遣明船からは、 日本は朝鮮に対してもっぱら金を輸出して銀を輸入している。 中国の比価と大差なく、それに対し朝鮮の金:銀比価は一:一〇前後で銀が 十四世紀前半までは一:一〇であったのに対し、元末期に銀が急騰 中国で銀価が騰貴すれば日本が銀を輸出することもあった 日本国王・王妃に対し銀三百両を回賜するのが定例となっ ただし至正 明朝にも朝鮮 『四明続志』 きわ ·· 銀

おり、この種の銅製品は、宣徳八年以降の遣明船でも附搭品として輸出されていた。(ミテ) 金・銚子鍉が含まれ、 金銀めっきや金箔を施したものが多い。すでに南宋期から、 金・銅・鉄は、 一つとなった。明朝に対しても、 四五三)年の遣明船に参加した貿易商人の楠葉西忍が挙げる、明朝に輸出すべき十種類の商品の中にも、 また宋元時代には日本銅の輸出は稀であったが、十五世紀初頭から朝鮮への銅輸出が増加し、 琉球を経て東南アジア方面にも輸出された。 備前・備中産の銅を明朝で売り、生糸を買って帰れば四~五倍の利益が出たという。(88) 宣徳八年の遣明船からは、 また金属製品としては、 日本産の「銅器は尤も中国より精なり」と称されて 附搭品として銅が積載されている。 宣徳八年•景泰四(享徳二• 銅製の香炉や銚子などに、 最大の輸出品の さらに日本産の 鈪

銅や各種の銅製品が輸出されていたことが確認できる。 輸出を促進した。反面、 従来、日本による原銅の輸出は、 永楽年間には回賜品として、宣徳年間からはおもに附搭品の代価として、 | 宣徳八年の遣明船が最も早い事例とされていたが、すでに永楽年間から、 日本銅の精錬が不十分で銀成分を含有していることも銅 明朝は多額の 原

銅銭を日本に給付してい る法定貨幣を発行する政治的力量や流通の掌握を欠いてい 日宋貿易の時代から主要な輸出品の一つであった。 る。 幕府が原銅を輸出して銅銭を輸入したのは、 たか からだという。 ・ 鋳造コストの問題というより、 なお 伊勢 志摩などの真珠 (蛤珠 信用あ

II 武器・刀剣類

ŧ

56切菜刀 小 36鎧盔并匣 腰刀 47長刀 57 剃刀 37甲盔并匣 48長滾刀 58磨刀石 38長鎗 49 短滾刀 59 竹弓 39 小鎗 60弓弦 50 劔様帯刀 40 鎗 頭 41 鉄鞭 51 小帯刀 42 金大刀 52背箚刀 43 大刀 53 小鋸刀 44大腰刀 54 小 迶 45 腰 55 刀 小 刀 46 頭 短

剣を、 な日本輸出品の一つであった。 長太刀・槍が含まれる。 載したが、これ以降の遣明船もつねに大量の刀剣を輸出し、楠葉西忍が挙げる十種類の輸出品のなかにも、 鎧一領を進貢し、永楽年間にはこれが定例となった。宣徳十年の遣明船からは、 年の遣明船も、 刀剣輸出 刀二把・長刀一百柄・鎧 各種の刀剣 年以降は政府による買い上げは刀剣と硫黄に限られ、 附搭品 のピ] 少数であるが鎧・筒丸・劔・刀を進貢し、さらに永楽元年の遣明船では、 自進物として舶載したが、 クで、 および鎧・ 成化四年には三万把以上、 これらの刀剣・武器類は民間交易を許されず政府が一括購入し、成化四 一領・鎗一百柄の進貢が定例となる。 兜・槍・弓などの武器類である。 明朝への朝貢貿易では、 同時に明朝の買い上げ価格は大きく切り下げられてゆく。 成化二十 日本刀などの武器類は一 (文明十六・一四八四) 周知のように、 他の商品は民間交易に委ねられた。 この年には附搭品などとしても三千把の刀剣を積 日本刀は日宋・日元貿易から代表的 層重要な輸出品となる。 黒漆鞘柄太刀一百把·撒金鞘太 年には三八六〇〇把以上の刀 槍一千柄・太刀一百把・ 十五世紀後半は (応仁二・一四 建文三 太刀•

前節でも述べたように、

永楽元年の朝貢使節は、

進貢品以外にも多量の武器・

刀剣を積載し、

礼部がそれらの

面 か れたであろう。 ついては、 没収を求めたところ、永楽帝は政府による一括購入を命じている。永楽年間の遣明船が舶載した刀剣・武器類に つ への勢力拡大、 たのである。 この他にはほとんど史料がないが、おそらく永楽元年以降も多量の刀剣・ 初期の日明貿易が行われた永楽元~八年には、 鄭和の第一~三次遠征などの軍事行動を矢継ぎ早に続けており、 明朝はヴェトナム・ 武器類の需要はきわめて大き モンゴル 武器が附搭品として輸出 の出兵、 黒龍江方 3

Ⅲ 馬・皮革類

水獺皮 61 馬 62馬皮 72黒熊皮 63熟馬皮 73熟花鹿皮 64生牛皮 74柿花色羊皮 65熟牛皮 75蹬踏皮 66鞔鼓生牛皮 67牛皮膠 68 虎皮 69豹皮 70海驢皮

71

トのかかる海外馬の輸入は不必要であったろう。 見られない。 に挙げる日本からの輸出品には馬が含まれるが、 年からも馬二十匹を進貢したが、成化十三(文明九・一四七七)年以降は三~四匹に減少した。正徳『大明会典』 船の主要な進貢品の一つで、 馬匹、 および馬・牛・虎・豹・アシカ(海驢)・カワウソ(水獺)・熊・鹿・羊の皮革である。 明代中期には官牧・民牧や遼東・北辺の馬市などを通じて十分な馬匹が供給されており、 建文三年には馬三匹、永楽元年から八年までは生馬二十匹を進貢してい 宣徳年間以降は、 附搭品として馬を輸出したことを示す史料は 馬匹は初期遣明 る。 輸送コス 宣徳十

特にモンゴルや東北方面への出兵が続いた永楽期には、 馬匹の進献を命じ、 などによる補給体制はなお不十分であった。このため永楽年間を通じて、 かし明初には、 低価格で買い上げている。また洪武・永楽年間には、 モンゴルとの交戦の必要上、 大量の軍馬を必要とし、 軍馬の需要はきわめて大きかったが、民牧・官牧・ 運送や駅伝にも馬匹が必要であった。 明朝は朝鮮に総計三万五千匹あまりの 琉球との朝貢貿易においても馬匹の獲 馬市

得が重視され、 こうした状況下で、永楽年間には日本も進貢品のほかに、 の牛皮も、馬具や軍装に用いられる軍需品であった。 琉球が定例として馬と硫黄を進貢するほか、明朝は使者を琉球に派遣して馬を購入させている。 附搭品として馬を輸出した可能性があろう。 また各種

アシカ皮・熊皮・鹿皮などは、北方貿易で入手したものも含まれたのではないか。 に朝鮮の輸出品として挙げられ、アシカも済州島の海産物に数えられる。また楠葉西忍が挙げる輸出品 その他の皮革・毛皮のうち、 アイヌとの北方貿易でもたらされた「ランコ 虎皮・豹皮は朝鮮からの輸入品の再輸出であろうし、 (海獺)」皮が含まれるが、ここでは挙げられていない。 カワウソの毛皮も正徳会典 のなかに

IV 織物類

76花綾 麻布 77日本花紗 86白粗麻布 87本色麻布 78土絹日本 79日本生絹 88 皀麻布 89紅麻布 80織機花絹 90香色麻布 81花絹摟帯 91日本紅麻布 82 綿子 83高麗布 92日本白麻布 84高麗 93 **葛** 粗 布

巾 94花手巾布

粧花絨錦・紵絲・羅・紗・綵絹の回賜が定例となった。また附搭品の代価は銅銭と鈔で算定されたが、実際には 絹・日本紅麻布・日本白麻布、 鈔の部分は絹と綿布で支給されている。 からの主要な輸入品であり、永楽年間には日本の朝貢に対して、多量の絹織物や生糸を回賜し、宣徳八年からは、 各種の絹織物・綿布・麻布である。このうち日本産であることを明記しているのは、 官収買以外の民間交易でも生糸・絹はもっとも重要な輸入品であった。 朝鮮産と明記するのは高麗布・高麗粗布である。もとより当時、 十五世紀後半からは、 銅銭も生糸や絹に交換して持ち帰ることが多くな 日本花紗・土絹・日本生 絹や綿布は中国

十六世紀なかばまで、

日本では紋織物ができず、

綾織物・格子織物・紗・絽・平絹などを織るにとどまり、

明

う。 貿易では、日本は主として麻布・苧布・綿布などを輸入しており、 朝から金襴 ただしこれらは異国の珍しい織物として若干の需要はあったとしても、 緞子・錦などを輸入していた。(8) 上記の輸出品にも緞子や錦は含まれない。 上記の高麗布・高麗粗布もその再輸出であろ 輸送コストを考えれば利益が出ると また十五世紀初頭の日朝

> 硫黄・宝石・水銀類

は思われず、少量が積載されただけであっただろう。

95硫黄 95瑪瑙石 95琥珀 98紫石英 95辰砂 10水銀

て政府が買い上げた。 十五世紀前半の日朝貿易においても、 は軍需品として需要が大きかったに違いなく、附搭品としても相当量が輸出された可能性がある。 となった。十五世紀なかばには附搭品としても大量の硫黄がもたらされており、火薬用の軍需品であるためすべ 良親王の使者などが硫黄を献じており、永楽元年の遣明船も硫黄一万斤を進貢し、以後の進貢品でもこれが定例 硫黄は平安時代の中期から主要な輸出品の一つであり、宝慶『四明志』 にも粗色としてまず硫黄を挙げてい 硫黄の主産地は硫黄島と豊後で、幕府は島津氏や大友氏に調達を命じている。 硫黄は銅とともに主たる日本産の輸出品であった。既に洪武年間には、 永楽初年に る。

代に宋に献上したことが見え、瑪瑙は進貢品として、永楽年間には大小三二塊が、 られている。 の原鉱より得られる朱色の顔料で、 から輸入されたが、 水銀は主として伊勢の丹生山で産し、医療用や銅器のめっきに用いられ、やはり平安時代からの輸出品であり、 『四明志』にも細色として挙げられる。十六世紀になると銅器生産の活発化により、逆に多量の水銀が中国 十五世紀初頭の段階では、 朱塗りの漆器に用い、十五世紀には朝鮮への輸出も多かった。 なお水銀は日本から輸出されていたわけである。 宣徳年間からは二十塊が献じ また辰砂は水銀 琥珀は平安時

VI 香料・薬材・染料・顔料類

123 当帰 112 紫香 134 101 檳榔 犀角 153 黄連 124 茯苓 113 坏香 102 乳香 125 蒼朮 114松香 103 沈香 136 荆樹皮 126 大腹 115 没薬 104 速香 137 黄白皮 楓 116 人参 105 丁香 子 138 龍 骨 117肉豆蔻 127石決明 106 木香 139 独活 107安息香 128 桔梗 118肉豆蔻花 140万耕子 129 瓜蔞 108降真香 119 白豆蔻 141 鶴蝨芋 130 **華**薢 109 土降香 120 胡椒 142 軽 粉 131 松子 121 **華**撥 110薫陸香 143 **葛**粉 132 巴 豆 122 華澄茄 133 芍薬 111檀香 144 膩 粉

ものも多く、 粧用・食用などの粉末、 10~15は儀式や家居に用いる焚香料、 また生薬はしばしば染料としても用いられた。 147 ・148 は染料 ・木材用の樹木、 11~122は調味用・薬用の香辛料、 149~154は鉱石系の顔料である。 116 123 5 141 は各種の生薬、 香辛料には薬材をかね 142 \ 146 は化 る

145

面粉

146 脂粉

147 烏木

148 蘇 木

149 砂碌

150 石碌

151 石青

152 二 青

153 心中青

154碎黄

るものを次頁の表に整理しておく。 間交易が途絶したことにより、これらの産品が逆に日本から中国に輸出されることになったのである。こうした® や民間貿易に委ねられた。 の産品は、 南海産品、 に輸入され、 産品の再輸出であろう。 香辛料・樹木のほぼすべてと、生薬のうち大楓子・檳榔・黄連などは、 このうち人参や松子は朝鮮からの輸入品と思われ、生薬・粉末・顔料には日本産品も多いであろうが、 参考までに、 特に蘇木と胡椒は、 明朝への進貢品としては含まれておらず、すべてが附搭品・自進物として輸出され、政府の買い上げ さらに中国商人によって日本に再輸出されていた。明初の海禁政策によって中国と南海方面との民 上記の諸産品のうち、正徳会典において南海方面の主要朝貢国からの輸出品として挙げられてい 宋元時代までは、 楠葉西忍も主要な輸出商品として、「コ椒・スワウ」すなわち胡椒と蘇木を挙げている。 十五世紀前半からは朝鮮に対しても大量に輸出されるようになる。 ただし朝貢諸国からの輸出品は必ずしもその国の産物ではなく、 南海産の焚香料や香辛料は、 イスラムや中国などの海商によって中国 東南アジア船や琉球船がもたらした南海 ただしこれら 多数の国が

南海朝貢国の明朝への輸出品

0		馬刺加(マラッカ) 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	蘇門答刺(スマトラ) 〇 〇 〇 〇 〇 〇	三仏斉(バレンパン) △ △ △ △ △	爪哇 (ジャワ) 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	存犯 (プルネイ) 〇 〇 〇 〇 〇 〇	蘇禄 (スールー)			通羅 (シャム) ② ○ △ ② ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	真臘 (カンボジア) 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	占城 (チャンパ) ② ○ ○ ○ ○ ○	安南 (ヴェトナム) 〇 〇 〇 〇 〇 〇	琉球 〇 〇	犀角 乳香 沈香 速香 丁香 木香 安息香 降真香 檀香 没薬 肉
										\sim					安息
					0					0					
		0	0	٥	0	0	0			0	0	0	0	0	降真香
	0	0			0		0	0	0	0		0			檀香
0					0					0					蒸炎
				0	0	0				0					肉豆蔻
					0					0					白豆蔻
0	0		0		0		0	0	0	0	0			0	胡椒
				D	0		0			0					華 発
		0			0					0					大楓子
0		0			0					0	0	0		0	鳥木
0	0		0		0		0			0	0	0		0	棟木

出品リストにはないものの、『瀛涯勝覧』・『星槎勝覧』に特産として記すものは△によって示した。⁽⁸⁾ た馬歓の『瀛涯勝覧』、同じく費信の『星槎勝覧』に各国の特産として記すものは◎によって示し、正徳会典の輸 クズク)もモルッカ・バンダ諸島の特産品である。なおこれらの輸出品のうち、永楽年間に鄭和の航海に同行し 輸出する乳香などは、 アラビア半島の産品をイスラム商人がもたらしたものであり、 丁香(チョウジ)・肉豆蔲(ニ

永楽年間の日明朝貢貿易

産物とされる。 七種類である。 『瀛涯勝覧』・『星槎勝覧』でもシャムの特産物とされている。またジャワも十五種類を明に輸出し、六種類が特 |敬止録||の日本輸出品リストのうち、正徳会典にも南海の朝貢国の輸出品として挙げている香料・樹木類は十 特に注目すべきこととして、シャムはこの十七種類すべてを明朝に輸出しており、うち六種類は 永楽年間に日本から明朝へ輸出した南海産品は、 シャムやジャワの輸出・特産品と共通性が高

年は胡椒・蘇木で支給すると定めた。永楽年間から諸朝貢国がもたらす膨大な胡椒・蘇木が、多数の文武官への年は胡椒・蘇木で支給すると定めた。永楽年間から諸朝貢国がもたらす膨大な胡椒・蘇木が、多数の文武官への 全国の軍衛に広げられた。また永楽二二(一四二四)年には京師の文武官や胥吏の俸給を、鈔に代えて胡椒と蘇 官員や軍人への賞賜として、鈔のほか「胡椒・蘇木・銅銭等」を用いるとする。さらに正徳会典によれば、 ていた。蘇木(スオウ)は赤色の染料として衣服の染色に用いられ、薬材としても使用された。さらに明代前期(ឱ) 体として抑制傾向になるにつれ、 らず」として、両京の文武官に胡椒・蘇木に代えて綿布を支給することになった。(%) 木で支給し、正統元(一四三六)年には、北京・南京の文武官や北直隷の衛所官などの官俸は、半年は鈔で、半 五(一四○七)年には、北平の軍士に賞賜する絹・綿布の一部を蘇木に代えて支給し、十八(一四二○)年には には、胡椒や蘇木は一種の原物貨幣として、賞賜や俸給にも充てられている。洪武二六年の『諸司職掌』では きわめて大きかった。中国における胡椒の需要は十三世紀初めから急増し、ジャワなどから多量の胡椒を輸入し 賞賜・俸給への充当を可能にしたのであろう。ただし成化七(一四七一)年には、 こうした香料・薬材・染料の多くは高価な奢侈品であったが、胡椒と蘇木は一般にもひろく用いられ需要量 胡椒・蘇木の供給も減少した結果であろう。 「京庫の 十五世紀後半に朝貢貿易が全 (胡 椒・(蘇) 木足

VI 硯匣・漆器類

197 托大小 螺甸 提桷 粉盒 書匣 硯匣 155 生漆 研[硯]匣 187 香 盒 177 163洒銅開金硯匣 書箱 156 198 水盆盂 油蠟 188 果 盒 169花梨木硯匣 178 筆匣并筆 157洒金硯匣并硯 199 折酒椀 189 茶盒 164黒漆描銅研 209 黒漆剃刀匣 179 厨 170白木硯匣 200 楪 190 薬盒 158螺甸硯匣 180文臺大小 硯 201 椀厘并椀 191梳盒并木梳 210四明漆描金書箱 匣 171黒漆硯匣 159黒漆描金硯 181低几卓 165紅黒漆花硯匣 202 角 盥 192 盤方員 [圓] 172 黒漆花硯匣 182手箱并蓋替 203 水灌 匣 211四明漆小燭臺 160紅黒漆硯匣 166壘銅硯匣 204 湯 灌 193 茶盞 173 洒銅硯匣 183 粧 盒 205 湯瓶 167撒金研 194 酒 盞 212四明漆粉盒 161 仮玳瑁 184 方減粧 174 書 **賈** 206 硯 大炉架 漆硯匣 195 酒 帝 185 175 匣 213 鏡合 花匱 四明漆 207 162 196 168 金漆 茶架 黄銅 面 盆 186 176

れ、十五世紀には足利将軍家などが朝鮮に輸出するとともに、琉球の仲介貿易により東南アジアへも舶載された。(※) 品や自進物として輸出されたのである。 絵や螺鈿などで装飾したものも多い。 182~191は化粧用・ ただし幕府から明朝への進貢品には漆器類が少なく、 多種多様な漆器類が詳細に列挙されている。原漆のほか、 食品用などの小箱類、 金銀や螺鈿を施した漆器類は、 192~208は食器類である。 硯と硯匣一 特に15~17の硯 匣が多く、 組のみにすぎない。 黒や紅の漆塗りの上に、 宋代から日本の代表的な工芸品として知ら 多様な漆器はもっぱら附搭 174~181は文房具・家具、 金箔を施したり、

杭州の人、 すれば日本輸出品として現れるのは解しがたい。 なお21~21の四点の漆器は、 郎瑛は次のように述べる。 頭に「四明」を冠してい あるいは る。 「寧波風の漆器」 四明はむろん寧波の別称で、 の意であろうか。 寧波産の漆器を指すと 十六世紀なかばの

古は戧金ありて泥金なく、 貼金ありて描金・ 灑金なし。 ……剔紅ありて縹霞・彩漆なし。 皆な本朝より起ま

熟しみ言話るに因りてこれを得たり。 り、 れるなり。泥金・彩漆・縹霞は、 東夷の或いは貢し或いは伝うに因りて有るなり。描金・灑金は、 宣徳の間に人を遣わして彼に至らしめその法を伝う。 灑金は尚お彼の如く円なること能わず。 浙の寧波に倭国の通使多く、これと情 故に仮倭扇も亦た寧波人の造

金泥・ うだが、 はないだろうか。 を挙げている。「四明漆描金書箱」以下の四品は、 いは宣徳年間に日本に人を派遣して修習したのだという。 描金 寧波がその伝来の窓口であったことは確かであり、 (蒔絵)・ 灑金 (金のすなご)・彩色漆器などの技法は、 こうした日本からの工芸技術の移転と何らかの関係があるので 実際には明代以前からこうした工芸は伝来していたよ 嘉靖『浙江通志』も、 明代に寧波に至った日本人から修得し、 寧波の物産として「描金漆器 ある

Ⅶ 屛風・紙・什器・扇類

紙方匣 花斗 222 214 黄紙 金屛風金紙彩画 239 黒漆灯檠 231小皮箱 223 青 紙 224 手本紙 215 塗金屛風 232 小皮匣 240紅花木瓶 225白小方紙 233小藤枕并匣 216 241 黒漆食籮 貼金銀彩画屛風 226 薄白紙 234象牙袈裟環 242 両面金扇 217彩画屏風 227彩画人物像 243 両面銀扇 235金剛子数珠 218白紙屛風 228 彩画小紙人鬼 244 236金剛砂 面金銀扇 219 白 紙 237 蝿 245 抹金扇 229 狗 児 220 拂子 紅紙 230 彩画 221 花紙 238 剔 紅 246 貼 金

彩画扇 247 貼金銀 扇 248 紙扇

から、 年間に日本の朝貢使節によってもたらされ、朝廷がそれを臣下に賜い、 の什器類で、 214 ~28は金銀・彩画などを施した屛風類、29~28は各種の紙製品、 金銀や大和絵によって装飾された屛風や扇子は日本の重要な輸出品であった。折りたたみ式の扇は、 う ち 239 ・241は漆器である。 242~28は金銀などで装飾した扇類である。 23~23は皮箱や藤枕、23~21は仏具や日用 内府で製法を模倣するなどして天下に盛 周知のように日宋貿易の時期 永楽

り、 徳八年には二二〇〇本を数えた。日明貿易においても、進貢品として金屛風三副・扇百把を献ずるのが定例であ 行したとも伝えられている。実際の伝来は北宋期のようだが、永楽期の大量輸入がその普及を促したのであろう。 楠葉西忍が挙げる十種の主要輸出品にも「吉扇」(上等の扇) が含まれており、足利将軍家の附搭品だけでも、宣 附搭品などとして舶載されるものも多かった。

和紙を贈答している。W・Wでは上記のように数多くの漆器や紙製品などの名称・種類が挙げられており、工芸和紙を贈答している。W・Wでは上記のように数多くの漆器や紙製品などの名称・種類が挙げられており、工芸 り、金を錯えて蘭と為し或いは花と為すは、中国の逮ばざる所なり」と称されて著名であった。建文三年には明 史的にも興味深い史料であろうが、本稿では詳しく考究する余地はなく、美術史家の検討に委ねたいと思う。 朝に薄様(薄手の上質和紙)千帖を進貢しており、十六世紀前半の遣明使節であった策源周良も、しばしば明で さらに光沢ある上質の和紙は唐代から輸入され、南宋期には日本産の色紙や彩画紙なども、「善く五色の牋を造

四 十五世紀初頭の東アジアと日明朝貢貿易

輸出は見られない。これは明朝の海禁政策により、民間造船用の木材の需要が急減したためであろう。 には武器 鉄・錫は明朝に輸出されていたことが確認できる。また永楽初年から重ねられた軍事行動の需要から、 おり、鉄や錫なども十五世紀から朝鮮・琉球への輸出が始まったようだ。すでに十五世紀初頭の永楽期には、銅・ も多かったであろう。これに対しおなじ日本産品でも、銅は十五世紀前半から朝鮮や明朝への輸出が本格化して 国に輸出された日本産品である。金・真珠・刀剣・硫黄・水銀・漆器・屛風・扇などはその代表であり、 以上紹介した、『敬止録』所引の永楽『寧波府志』に挙げる日本からの輸出物資のうち、多くは宋元時代から中 · 刀剣 馬・硫黄など軍需品が多いのも特徴である。 一方で南宋・元代に活発であった杉などの木材の 日本産品 輸出量

これに対し日本国外の産品の再輸出としては、次の三パターンがある。

- 1 朝鮮からの輸入品。 虎皮・豹皮・水獺皮・綿布・人参・松子など。その他の皮革や銀なども含まれると思わ
- ② 北方交易による輸入品。アシカ皮・熊皮・鹿皮など。

れる。

3 たのである。 品と南海産品、 このうち北方産品の再輸出は確実でなく、 輸出されていたのであり、 南海からの輸入品。 特に後者といえよう。宋元時代までは南海産品はもっぱら中国商人によって中国から日本へと再 焚香料・香辛料のすべて、大楓子・檳榔などの薬材、蘇木・烏木など。 十五世紀初頭の永楽年間を転機として、 いずれも国内産または朝鮮産だった可能性がある。 逆に日本から明朝へと輸出されるようになっ 重要なのは朝鮮産

調達したのだろうか。 やマジャパヒト王国でも、 リービジャヤの本拠であったバレンパンでは、マジャパヒトの勢力下で華僑集団が貿易を展開した。 北方のスコータイ朝、 東南アジアの大陸部と島嶼部を代表する二大勢力であった。シャムでは十四世紀なかばにアユタヤ朝が興起し、 ワの輸出品との共通性がきわめて高い。あたかも十五世紀において、 十四世紀には東部ジャワのマジャパヒト王国が勢力を拡大し、モルッカ諸島などの香料貿易をにぎり、 インド・東アジアに至る貿易を展開した。また島嶼部では、スマトラのシュリービジャヤが衰亡するとともに、 それではこうした多種多様な南海産品を、 東方のカンボジアを攻略して勢力を拡大し、河港アユタヤを拠点に、東南アジア一帯から 前節の表でも示したように、永楽年間における日本の輸出品は、明代前半のシャム・ジャ 東アジア貿易を担ったのは福建や広東から移住した華僑集団であった。(第) 遣明船を派遣した幕府とその貿易を担当した商人たちはどのように シャムとジャワは政治的にも経済的にも、 アユタヤ朝 またシュ

十四世紀末に洪武帝が海禁政策を施行すると、中国への民間貿易のルートを絶たれたアユタヤ・ジャワ

バレ

に一年間滞在している。朝鮮建国後の太祖二(洪武二六・一三九三)年にも、 王三(洪武二四・一三九一)年、アユタヤ朝の使節が産物を載んで至ったが、この使節は高麗到着に先立ち日本 蘇木や束[速]香を献じたが、この使節は帰途日本に到ったところ倭寇に襲撃され朝鮮に戻った。朝鮮に帰還し ンパンなどの華僑は、 ユタヤ朝船の日本来航は、たまたま『李朝実録』に記録が残ったために確認できるのであり、実際にはこれ以外 十四世紀末からアユタヤ船が来日していた可能性があろう。 使節は日本産であろう刀甲を献じており、 琉球·朝鮮· 日本などの東アジア周辺諸国との貿易に活路を求めた。 おそらく貿易のため日本に寄港したと考えられる。こうしたア アユタヤ朝の中国人使節が到り、 まず高麗末期の恭譲

年には、 その日本使節を送って博多に来航している。(%) の通交も、 ユタヤの通交は洪武年間に始まり、 香料・薬材・蕃布などを略奪されたが、その中には国王からの進貢品のほか、「自己の進献・衆人満船の物貨」、 ヤ使節でも副使をつとめている。陳彦祥らの使節も朝鮮沿岸で倭寇に襲撃され、珍鳥・沈香・龍脳・胡椒・蘇木 つまり使節自進物や附搭品も含まれていた。翌九月に対馬の宗氏が朝鮮に貢献した蘇木・胡椒・孔雀などは、 九 さらに太宗六(永楽四・一四〇六)年八月には、ジャワの使節陳彦祥が朝鮮に到った。彼は太祖二年のアユタ また十五世紀を通じて展開した琉球の中継貿易も、 ・ヤワ船から奪った貨物であろうという。 (将軍)は彼らを援助して日本使節とともに帰国させた。応永十八(永楽九・一四一一)年には、 年にも、 バレンパンの華僑集団の首領である施進卿の使節が、若狭小浜に到来し、応永二十六(永楽十七・ 遅くとも応永十一(永楽二・一四〇四)年には行われており、 貿易のため博多を目指したバレンパンの船舶が薩摩に漂着し、 琉球は永楽年間にかけて毎年使者を派遣している。(※) このほか応永十五 (永楽六・一四〇八)・十九 (永楽十・一四一二) 陳彦祥らはジャワへの帰国時に日本近海で漂流・遭難したが、 この時期にアユタヤとの間で始まった。琉球の中山国とア 十五世紀初頭には琉球の中継貿易によっ 翌年博多に来着している。 一方で琉球と室町幕府と 陳彦祥は 日本

球の中継貿易によってもたらされたものと考えられる。 末~十五世紀初頭に日本に来航したアユタヤ朝やマジャパヒト王国の船舶によって直接に輸入され、 てもたらされたシャ ムの産品も多かったであろう。 『敬止録』に挙げる日本から輸出された南海 産品 は あ るい 应 は琉 世紀

費や滞在費も負担した。 易の形式上の中心をなす進貢品に対しては、 の正当化のために「四夷朝貢」の盛時を現出するという政治的必要性が主であったと説かれることが多い(図) その需要がかなり高かったためであろう。 に朝貢の促進や海外遠征が、 れた要因として、 もかかわらず、日本からも南海産品が再輸出されたのは、 永楽初年にはシャム・ジャワ・琉球もほぼ毎年明朝と朝貢貿易を行っており、 海外貿易の経済的利益のためというよりも、 とはいえ朝貢貿易の実質的な主体であった附搭品や自進物の交易においては、 中華秩序の確立という政治的意義を第一に有していたことは疑いない。 一般に永楽年間の積極的な朝貢貿易や、 明朝は 「厚往薄来」 明朝では民間貿易による南海産品の輸入が閉ざされ か 靖難の役によって帝位を

簒奪した永楽帝が、 の原則により多額の回賜を与え、 それに比べ輸送コストが高 鄭和による南海遠征が推進さ 使節 特に朝 朝貢国だ Ö 内旅 資貿 確 政権 に

前代の希なる所にして、 のなかでも、 軍需品を一括して買い上げたが、これは国内で調達するよりも簡便であることも多かっただろう。 うち続く永楽初年において、 が輸入を独占していたからである。すでに引いた『殊域周咨録』に、 は閉ざされていた。 けではなく明朝も経済的利潤を得る場合もあったのではない 日本が輸出する刀剣・武器・馬・皮革・硫黄などの軍需品は、 特に胡椒や蘇木などは民間でも常用され需要が大きかったが、 胡椒や蘇木を俸給や賞賜として支給し得たのも、 庫市に充溢す。 明朝が緊急かつ大量に必要としてい 貧民は令を承けて博買し、 た。 モンゴルや黒龍江・ヴェトナムなどへの出兵が 或いは多く富を致し、 永楽期には「貢献は畢な至り、 明朝政府は朝貢国が附搭品としてもたらす それらが軽量で日持ちするとともに、 海禁政策により民間貿易による輸入 国用も亦た羨裕せり」 奇貨重宝は

貢納に近い。 鮮に対しては永楽期に多数の馬匹を提供させ、 倭寇禁圧という政治的背景もあるので、 とあるのも、必ずしも後世の想像による記述とは限らないのではないか。ただし永楽期の日本との朝貢貿易には 他の朝貢国より優遇的な処遇がなされたかも知れない。 市価よりはるかに低価格で収買しており、これは交易というより これに対し、 朝

抑制的になり、 十六世紀初頭の正徳会典に挙げる日本からの輸出品は次の二十品である。 程度に抑えられ、その後は政府による収買は刀剣と硫黄に限られ、 から三十倍以上にのぼる大量の硫黄・蘇木・原銅を舶載したが、買い上げ価格は全体として宣徳八年の十分の一 ただし十五世紀後半からは、 買い上げ価格も大幅に削減される。 北方の軍事的緊張などが財政を圧迫するなかで、 景泰四(享徳二・一四五三) 他の附搭品・自進物は民間貿易に委ねられた。 年の遺明船は、 明朝による附搭品収買はかなり 宣徳八年の十倍

銅銚 盔 洒金木銚角盥 鎧 劔 腰刀 貼金扇 鎗 塗金装彩屛風 瑪瑙 水精数珠 洒金厨子 硫黄 蘇木 洒金文臺 牛 皮^{[05} 洒金手箱 描金粉匣 描金筆匣

らは、 これがどの程度主要な輸出品をカヴァーしているかは不確実だが、大部分が国産の工芸品と軍需品で占められ、 南海産品として胡椒と蘇木が含まれている。全体として、十五世紀初頭の永楽年間にくらべ、十五世紀なかば 海外産品の再輸出は蘇木のみである。 武器・硫黄・牛皮などの軍需品が八品、 日本の輸出品に占める南海産品の比重は次第に低下したのではないかと思われる。 なお文明十五 (一四八三) 年に楠葉西忍が挙げた十種類の主要輸出品には 金箔や蒔絵を施した工芸品が九品、 他は瑪瑙・水晶・蘇木である。

れていた。宣徳四 貢貿易を行っているが、 はいうまでもなく琉球の中継貿易の発展にともなう結果であろう。永楽初年にも、 (一四二九)年に中山国が琉球を統一し、東南アジア諸国との通交も活発化することにより、 中山 · 山 北 山南の三王国はまだ統一されず、 東南アジアとの通交もシャムのみに限ら 琉球は毎年明 朝 の朝

年一回の朝貢貿易が続けられた。 琉球による南海産品 や胡椒以外は必ずしも十分な利益は出なかったのではないか。 波に再輸出した場合、琉球から福州への直接輸出にくらべはるかに輸送コストがかかり、 の明朝 への中継貿易は拡大し、成化十一(一四七五) 日本も琉球の中継貿易により南海産品を入手するので、 年までは一年一回以上、 特に需要の大きい蘇木 博多などからそれを寧 それ以後は二

松浦から蘇木・胡椒を、薩摩から蘇木百斤を輸出した程度である。太宗は薩摩から得た蘇木を、 朝鮮の太宗期(応永八~二五・建文三~永楽十六・一四〇一~一八年)には、 で紹介したように、 は少なく、太宗六(応永十三・一四○六)年に対馬宗氏がジャワ船から略奪した蘇木や胡椒をもたらし、 から下級官僚にいたるまで分賜しており、 十五世紀なかばからは、日本による南海産品の中継貿易は、 もっぱら対明貿易に向けられたのである。 日本から多種多様な南海産品が明朝に輸出されており、 輸入蘇木がかなりの貴重品であったことがわかる。 明朝から朝鮮に中心を移した。十五世紀の 東南アジア船や琉球船が舶来した南 日本から朝鮮への南海産品 この時期には本稿 特に王族 同年に |の輸出 初 功臣 頭

ど、『敬止録』に見える明朝への輸出品と共通するものも少なくない。この時期はあたかも、 東南アジア諸国から直接に広東へ、または琉球を経て福建にいたるルートに比べ、琉球の中継を経て博多から寧 明貿易が中断された時期に当たる。明朝との通交途絶にともない、琉球などからもたらされた南海産品が、 記事によれば、そのなかには胡椒・蘇木はもとより、犀角・沈香・丁香・木香・白檀香・肉豆蔲・蓽撥・檳榔な 日朝貿易が全体として拡大するとともに、 の再輸出に振り向けられたのに違いない。永享四(宣徳七・一四三二)年に足利義教がふたたび遣明船を出帆 ところが続く世宗期の前期、 博多商人を中心に朝鮮への南海産品輸出は活発に続けられた。 世宗元~十一(応永二六~永享元・永楽一七~宣徳四・一四一九~二九)年には、 とりわけ多様な南海産品の輸出が顕著に増加している。 明朝への南海産品輸出に関しては、 足利義持によって日 『李朝実録』の

博多は、 トは、 なり」と称されるように、 波に輸出するのはコスト高になる。これに対し、琉球から薩摩の坊津などを経て博多にいたり、朝鮮にいたるルー 東南アジア産品を朝鮮に運ぶ最短コースとなり、琉球と朝鮮の直接貿易もこの海路を利用した。 対明貿易の窓口であるとともに、十五世紀後半の『海東諸国紀』に、 琉球・南海産品の集散地ともなったわけである。 「琉球・南蛮の商舶、 集まる所の地 このため

小結

また生糸・絹 中国からどのような産品が輸入されたのかはほとんど不明であるが、膨大な銅銭が宋銭・明銭をとわず流入し、 や琉球船によって日本へもたらされ、 それまで中国から日本に輸出されていた、焚香料・香辛料・染料などの南海産品が、この時期から東南アジア船 硫黄・水銀・ が初期日明貿易による銅銭の大量輸入の結果であることは疑いない。 恒常的なデフレ状態にあった日本で、銅銭を独占的に輸入した室町幕府は、国内への貨幣供給権を握ることになっ 十五世紀初頭、 日本では十五世紀初頭から、 漆器・工芸品などの日本産品に加え、人参・松子・虎豹皮などの朝鮮産品も輸出された。 陶磁器などの手工業品も多量に輸入されたことは間違いない。貨幣を中国からの輸入銭に頼り、 永楽年間の日明朝貢貿易においては、宋元時代から主要輸出品であった金・銅器・刀剣・武器・ 備蓄銭の急増・銭使用の拡大・銭建て米価の上昇がはっきりと現れるが、これ(三) 中国に再輸出されるようになったのである。こうした活発な輸出に対し、 さらには

なかにあった。この時期には銀を中心に貨幣流通量も減少し、 初期はユーラシア大陸を通じて気候が寒冷化し、 方明朝の側からみて、永楽期の活発な海外貿易を可能にした条件はなんであろうか。 凶作・飢饉・疫病・戦乱が蔓延した「十四世紀の危機」 特に中国では十四世紀なかばに銀の流出や退蔵に 周知のように、 元末明 のただ

年には二七万両以上と急増し、一四三〇年代なかばまで高水準を保った。 より銀価が急騰する。 ただろう。 発も推進され、 朝では永楽・宣徳年間にあたるが、 は上昇に向かい、一 しかし、 明朝が国営銀山から収納する銀は、洪武二三(一三九〇) 四〇〇~一四三〇年ごろまで、気候は総じて温暖で農業生産も回復してゆく。 ウィリアム・アトウェル氏の最近の研究によれば、 明初の洪武帝による原物主義的経済政策や海外貿易の抑制も、こうした状況が背景にあっ やはり農業生産の安定により租税収入は増加・充足している。 十五世紀初頭からユーラシア全域で気温 年の三万両弱から、 永楽七 (一四〇九) この時期は明 同時に鉱山

る。 代から税収や貨幣供給が落ち込み始めるのと並行して、一時的に拡大した領土も放棄され、 的な貿易・対外政策は、 らす場合もあったとしても、 税役負担の増大につながらざるを得ない。 入ともに民間経済への波及効果は少なかったと思われる。 官営工場で製作したものが多く、 どの奢侈的消費に向けられた輸入品も多かった。貿易の対価となる絹・綿布・陶磁器には租税として徴収したり、 権威の発揚とは断じられないと思われるが、とはいえ明朝の経済全般にどこまで積極的に影響したかは疑問であ イスラム世界・内陸アジアへと拡大した。こうした朝貢貿易の拡大は、必ずしも経済的利潤を度外視した政治的 いたのである。 こうした農業生産の安定と貨幣供給の増大が、永楽・宣徳年間の活発な海外貿易と大規模な軍事行動を支えて が始まり、 日本などから輸入した多量の軍需品は、 豊富な税収と銀・銅銭のストックを背景にして、明朝の対外貿易は日本・琉球から東南アジア・ 宣徳年間には、 「四夷朝貢」 全体としては豊富な税収と貨幣供給に依存した放漫性は否定できない。 税役の過重により江南デルタの徴税システムが危機に瀕している。 銀の採掘や銅銭の鋳造はむろん国家がほぼ独占していたから、 の盛時を現出して明朝の政治的権威を高め、 実際に永楽年間 たび重なる外征に投入され大部分は費消されたであろうし、 また鄭和の遠征や大規模な出兵などの巨額の経費は、 いから、 里甲制による朝廷への各種物資の上納 また朝廷には経済的利潤をもた 朝貢の規模も縮小し 全体として輸出 永楽期の積極 四三〇年 (上供物 宮廷な

ていった。

着したのはまさにこうした状況下であり、 四六六)年に明朝が収納した銀課は、永楽年間のピーク時にくらべ三%以下にすぎない。景泰四年の遣明船が到四六六)年に明朝が収納した銀課は、永楽年間のピーク時にくらべ三%以下にすぎない。景泰四年の遣明船が到 貿易活動も減退する。明朝においても、一四三〇年代の後半から全国で飢饉・洪水・蝗害などがあい続き、 少させたことにより、ユーラシア全域で気候がふたたび寒冷化し、自然災害が頻発するとともに、 数・人数の制限も強化されていった。 縮小や退蔵により貨幣流通量は減少し、正統年間の強引な採鉱拡大は、葉宗留などの叛乱を招いた。成化二(一 も緊縮策に転じた。北方ではオイラートの圧力が増大し、正統十四(一四四八)年の土木の変にいたる。採鉱 つづく一四三〇年代末から一四六〇年代にかけては、おそらく各地の火山噴火による硫黄分噴出が日射量を減 附搭品の買い上げ価格は十分の一近くに削減され、 その後は朝貢 貨幣流通量 財政 \widehat{o} П

称される東南中国・西日本の武装密貿易者たちであった。 社会経済変容の重要な動因となっていく。しかしその輸出を担ったのはもはや朝貢貿易ではなく、「後期倭寇」と 流通・貿易活動は次第に回復する。明朝でも十五世紀末~十六世紀初頭はおおむね社会経済の安定期であり、十 六世紀の急速な商業化と人口増を準備した。やがて十六世紀なかばには、膨大な日本銀の明朝への流入が始まり、 しかし一四七○年ごろから、気候の寒冷化は峠をすぎ、十六世紀初頭にかけて、 ユーラシアの農業生産・貨幣

注

- 1 史』と略称する。 小葉田淳『中世日支通交貿易史の研究』(刀江書院、一九四一年。改訂復刊、刀江書店、 また「勘合貿易と倭寇」(岩波講座『日本歴史』七、中世三、岩波書店、 一九六九年)。以下、小葉田『通交貿易 一九六三年)も参照
- $\widehat{2}$ 佐久間重男『日明関係史の研究』(吉川弘文館、一九九二年)。以下、佐久間『日明関係史』と略称する。

- 3 田中健夫『倭寇と勘合貿易』(至文堂、一九六六年)、『中世対外関係史』(東京大学出版会、一九七五年)。
- (4) 鄭梁生『明・日関係史の研究』雄山閣、一九八五年。
- $\overbrace{5}$ 研究』四七九号、二〇〇二年)など、橋本雄氏の一連の論考がある。このほか中国における論著としては、陳尚勝『閉関与開放――中 年)などが有用である。 年)、湯谷稔編『日明勘合貿易史料』(国書刊行会、一九八三年)がある。また最近の成果として、「遣明船の派遣契機」(『日本史 の項を参照。日明朝貢貿易に関する史料研究・史料集としては、牧田諦亮『策彦入明記の研究』上・下(法蔵館、一九五五・五九 国封建晚期対外関係研究— 日本における研究論文については、山根幸夫編『新編 明代史研究文献目録』(汲古書院、一九九三年) 11日明関係、(3)貿易 ——』(山東人民出版社、一九九三年)、汪向栄·汪皓『中世紀的中日関係』(中国青年出版社、二〇〇 I
- 6 出版社、二〇〇一年)一五頁を参照。ただし前者には誤字が多い。 主編『中国地方志総目提要』上冊(漢美図書有限公司、一九九六年)一一一二八~二九頁、龔烈沸編『寧波古今方志録要』(寧波 洪煥椿『浙江方志考』(浙江人民出版社、一八八四年)一八五~一八六頁。このほか『敬止録』の解題として、金恩輝・胡述兆
- (7)『明史』巻二六〇、列伝一四八・徐鼐『小腆紀伝』巻五七、列伝五十、遺臣二など。
- (8) 全祖望『鮚埼亭集』巻十四、碑銘、「明故兵部員外郎蘖菴高公墓石表」。このほか高宇泰の伝記としては、『小腆紀伝』巻五七、 列伝五十、遺臣二・光緒『鄞県志』巻四一、人物伝十五、明九などがある。
- 9 浙東の反清活動と魯王政権については、南炳文『南明史』(南開大学出版社、一九九二年) 一二五~一四○頁参照
- (1) 光緒『鄞県志』巻四一、人物伝十五、明九。
- (11) 光緒『鄞県志』巻五三、芸文二・巻五五、芸文四・巻五七、芸文六。
- 12 『続碑伝集』巻八十、文学五、「徐先生墓表」(董沛撰)。また光緒『鄞県志』巻四四、人物伝九、皇朝四も参照。
- 13 『北京図書館古籍善本書目』史部(書目文献出版社、一九八七年)地理類、六七七頁。
- 14 中国科学院北京天文台主編『中国地方志聯合目録』(中華書局、一九八五年)四〇八頁。
- <u>15</u> た。記して謝意を表したい。 この影印本は日本では広島大学中央図書館に所蔵されている。本書の利用に際しては、広島大学の岡元司氏のご協力をいただい
- $\widehat{16}$ 『寧波市志』(中華書局、 一九九五年) 四九巻、 人物伝略 二九八二—二九八三頁。

- <u>17</u> 要』七頁を参照 楊子奇編 『文淵閣書目』巻二十、 新志門。 光緒『鄞県志』巻七五、 旧志源流。 前掲『浙江方志考』一八〇頁・『寧波古今方志録
- 18 明代の寧波の地志に加え、永楽『寧波府志』も利用していたが、永楽『鄞県志』は見る機会がなかったと考えられる。なお現存す 延祐・至正正続から、我が明の永楽・成化・簡要の諸書に迨るまで俱にこれを見るを得たり」、と述べるように、現存する宋元・ る。また高宇泰は「歴志考」の後文で、鄞県の地志としては『桃源志』・『茅山志』・『城南志』という三種の郷志を挙げるに止まり、 幸いにしてなお十の七を存せり」という部分からも、この一文は『鄞県志』ではなく『寧波府志』に関する記事であることがわか として引き、『浙江方志考』一八五頁・『寧波古今方志録要』十五頁もこれを踏襲するが、不適切である。「鄞の事を載する所は、 『鄞県志』には言及しない。高宇泰は「歴志考」の末尾で、「蓋し余は幸いにして乾道図経は抄本の未全なる者を見るを得、宝慶 光緒『鄞県志』巻七五、旧志源流では、この引用文のうち『黄南山集』を紹介した部分までを、 『鄞県志』は、康熙二四(一六八五)年の纂修本がもっとも古い。 永楽『鄞県志』についての記述
- (19) 『寧波府志簡要』、附「南山著作考」参照。
- (20) 全祖望『鲒埼亭集外編』巻二四、序二、「永楽寧波府志題詞」。
- $\widehat{21}$ められ、洪武十四年に寧波府と改称されているので、『明州府志』はこの間に編纂されたと考えられるが、伝存しない。 乾隆『鄞県志』巻三十、辨證。なお『明州府志』は『文淵閣書目』巻二十、旧志門に見える。元代の慶元路は明初に明州府と改
- 22 の道』東京大学出版会、一九九二年)、榎本渉「明州市舶司と東シナ海交易圏」(『歴史学研究』七五六号、二〇〇一年)を参照。 宋代以降における寧波の海上貿易については、斯波義信「港市論― ―寧波港と日中海事史――」(アジアの中の日本史Ⅲ 一海上
- 23 (『日本歴史』六四○号、二○○一年)、同「元末内乱期の日元交通」(『東洋学報』八四巻一号、二○○二年)。 榎本渉「日本遠征以後における元朝の倭船対策」(『日本史研究』四七〇号、二〇〇一年)、同「順帝朝前半期における日元交通
- (24) 斯波前掲「港市論」七頁など。
- 25 明関係史』第 に必要ない限り史料名は示さず、代表的な研究文献を挙げるに止める。 (『明清時代史の基本問題』汲古書院、一九九七年)など。以下、日明貿易に関して諸研究に引かれる周知の史料については、特 大隅晶子「明代洪武帝の海禁政策と海外貿易」(『山根幸夫教授退休記念明代史論叢』上巻、汲古書院、一九九〇年)、佐久間『日 章 「明初の日中関係をめぐる二、三の問題」、檀上寛「明初の海禁と朝貢 -明朝専制支配の理解に寄せて――-」

- <u>26</u> 年間的中日貢舶貿易」(『中日関係史研究論集』(七)文史哲出版社、一九九七年)など。なお永楽年間における諸国の朝貢事例は、 大隅晶子「明代永楽期における朝貢について」(『MUSEUM』三九八号、一九八四年)、二二~三四頁に網羅的に整理されてい 小葉田『通交貿易史』第二章「遣明船の往来 上」、佐久間『日明関係史』第二章「永楽帝の対外政策と日本」、 鄭樑生「明永楽
- 27 記した。橋本前掲「遣明船の派遣契機」一〇~一一頁、表2「室町幕府の遣明船一覧」を参照。 日本出発は永享四(一四三二)年。以下、 遣明船の年次は朝貢使節が北京に到着した年を示し、 明朝の年号を主に日本年号を附
- $\widehat{28}$ 小葉田『通交貿易史』第二章「遣明船の往来)上」、佐久間『日中関係史』第三章「明代中期の対外政策の推移と日中関係」 な
- 29 浙江市舶司の沿革について詳しくは、陳尚勝『閉関与開放』一七七~一八二頁。
- 30 森克己「日宋・日元貿易と貿易品」(初出一九七〇年、『続々日宋貿易の研究』国書刊行会、一九七五年所収)一二九頁。
- 六九頁、同前掲「日宋・日元貿易と貿易品」一三~三二頁。なお藤田・森氏ともに合簞を「合簞」= 莞席(ござ・むしろ)の意に 岡書院、一九三二年所収)、森克己『新訂日宋貿易の研究』(国立書院、一九四八年、新訂版国書刊行会、一九七五年)二六三~二 解するが、筆者は盒簞=小箱・手籠の意ではないかと考える。 宝慶『四明志』巻六、叙賦下、市舶。藤田豊八「宋代輸入の日本貨について」(初出一九一八年、『東西交渉史の研究 南海編
- 32 岡元司「南宋期浙東海港都市の停滞と森林環境」(『史学研究』二二〇号、一九九八年)。
- 33 至正『四明続志』巻五、土産、市舶物貨。森前掲「日宋・日元貿易と貿易品」一三二頁など参照。
- 34 いずれも『善隣国宝記』巻中。 小葉田『通交貿易史』三八九~三九〇頁など参照
- (35) 小葉田『通交貿易史』三九〇~三九五頁など。
- 36 附搭品・自進物の官貿易・民間貿易については、 小葉田 『通交貿易史』第七章「遣明船貿易」、 佐久間 『日明貿易史』第
- 一章「明代の外国貿易――賈舶貿易の推移――」などに詳しい。
- (37) 『諸司職掌』礼部職掌、主客部、朝貢。
- 38 前註に同じ。 布政司などが附搭品収買に当たっているのは、洪武二六年当時市舶司が廃止されていたためである。
- 『太宗実録』巻二三、永楽元年九月丙子朔の条。 佐久間『日明関係史』一一〇~一一二頁参照

- (40)『太宗実録』巻十二上、洪武三十五(建文四)年九月丁亥の条、巻二一、永楽元年八月丁巳の条。佐久間『日明関係史』一○四
- (41)『太宗実録』巻二三、永楽元年十月甲戌の条。陳佳栄等『古代南海地名匯釈』(中華書局、一九八六年)五七三頁によれば、「刺 泥」はインド西北沿岸のグジャラート地方の別名、Larの音訳だという。「哈只」はメッカ巡礼経験者の尊称。 ての以上の解釈は、東京大学人文社会系研究科の榎本渉氏にご教示をいただいた。記して謝意を表したい。 なお本史料につい
- <u>42</u> 厳従簡『殊域周咨録』巻六、暹邏
- 43 『殊域周咨録』巻九、佛郎機。
- 44 正徳『大明会典』巻一〇一、給賜一、諸番四夷土官人等一、事例、日本国。
- 45 正徳『大明会典』巻一〇二、給賜二、諸番四夷土官人等二、番貨価値。
- 小葉田淳『中世南島通交貿易史の研究』(日本評論社、一九三九年。再刊、刀江書院、一九六八年)三〇五~三〇七頁。
- 47 『太宗実録』巻二五、永楽元年十一月乙亥朔の条。

46

- 48 小葉田『通交貿易史』二八五~二八七頁。
- 49 たと考えられるので、一品目として数えた。 この項目は意味がよく判らない。あるいは前項目の「水精搭児」に附された註とも思われるが、その場合も異なる様式を注記し
- $\widehat{50}$ 加藤繁『唐宋時代における金銀の研究』(東洋文庫、一九二六年)五五三~五五九頁。
- 51 小葉田淳「鎖国以前の金銀外国貿易」(初出一九三三年、『金銀貿易史の研究』法政大学出版局、一九七六年所収)三〇~三一頁。
- 52 小葉田淳「中世後半期における日朝金銀貿易― ─李朝明宗末年にいたる──」(初出一九三二年、『金銀貿易史の研究』所収)|
- 〇一~一〇九頁
- 53 Press, 1996, p.61, Figure 2. Richard von Glahn, Fountain of Fortune: Money and Monetary Policy in China, 1000-1700, University of California
- <u>54</u> 本史における国家と社会』思文閣出版、 小葉田前掲「中世後半期における日朝金銀貿易」九六~一〇一頁。脇田晴子「物価より見た日明貿易の性格」(宮川秀一編『日 一九九二年)二五八~二五九頁。
- 55 小葉田淳「中世における日朝銅貿易」(初出一九三二年、『金銀貿易史の研究』所収)。

- 56 一四八~二五一頁。 小葉田前掲『中世南島通交貿易史の研究』八七~八八頁、トメ・ピレス(生田滋等訳)『東方諸国記』(岩波書店、
- (57) 宝慶『四明志』巻六、叙賦下、市舶。
- 58 『大乗院寺社雑事記』文明十五年正月廿四日の条。 脇田前掲「物価より見た日明貿易の性格」二六一~二六五頁など参照
- 59 小葉田前掲「中世後半期における日朝金銀貿易」一七四頁、脇田前掲「物価より見た日明貿易の性格」二五八頁
- (6) 脇田前掲「物価より見た日明貿易の性格」二五六~二六一頁。
- (61) 森前掲『日宋貿易史の研究』二六五~二六六頁。
- <u>62</u> 号、一九八九年)、脇田前掲「物価より見た日明貿易の性格」二六一~二六二頁など。 小葉田『通交貿易史』三八八〜四二三頁、田中博美「遣明船貿易品としての日本刀とその周辺」(『東京大学史料編纂所報』二四
- $\widehat{63}$ 守義「辺防と貿易――中朝関係における永楽期――」(『中央大学アジア史研究』二六号、二〇〇二年)。 北島万次「永楽帝期における朝鮮国王の冊封と交易」(田中健夫編『前近代の日本と東アジア』吉川弘文館、一九九五年)、荷見
- $\widehat{64}$ 曹永和「明洪武朝的中琉関係」(張炎憲主編『中国海洋発展史論文集』第三輯、中央研究院三民主義研究所、一九八八年)。
- $\widehat{65}$ 和書房、一九六七年)四二三~四二五頁。 十五世紀前半、足利氏は朝鮮からしばしば人参・松子・虎皮・豹皮などを輸入している。田村洋幸『中世日朝貿易の研究』(三
- 66 中心に――」(『青丘学術論集』十九集、二〇〇一年)六七~七一頁。 正徳『大明会典』巻九七、礼部五六、朝貢二、事例、朝鮮国。藤田明良等「島嶼から見た朝鮮半島と他地域の交流
- (67) 小葉田『通交貿易史』三九五~四〇四頁。
- (68) 脇田前掲「物価より見た日明貿易の性格」二六三~六七頁。
- (69) 田中前掲『中世対外関係史』一七二~一七五頁など。
- $\widehat{70}$ 小葉田淳 「中世における硫黄の外国貿易と産出」(初出一九三三年、『金銀貿易史の研究』所収)
- 71 小葉田淳「水銀の外国貿易・国内産出と産業発達との関係」(初出一九三四年、『金銀貿易史の研究』所収)。
- 小葉田前掲「水銀の外国貿易・国内産出と産業発達との関係」二一七~二一九頁
- ?) 森前掲『日宋貿易史の研究』二七三頁。

- 74 註(6)を参照。松子は朝鮮産五葉松の実で、食用・薬用となる。
- 75 森克己前掲『日宋貿易史の研究』一九六~一九九頁、 同前掲「日宋・日元貿易と貿易品」一二五~一二七頁など。
- $\widehat{76}$ 関周一「香料の道と日本・朝鮮」(前掲、アジアの中の日本史Ⅲ『海上の道』)。
- 前期における対日蘇木取引」(『大阪大学経済学』十五巻二号、一九六五年)、同「李朝前期における対日胡椒取引」(宮本又次編『商 品流通の史的展開』ミネルヴァ書房、一九六七年)、関周一前掲「香料の道と日本・朝鮮」。 黒田省三「中世朝鮮貿易に於ける輸出物資に就て」(児玉幸多編『日本社会史の研究』吉川弘文館、一九五五年)、金柄夏「李朝
- 78 正徳『大明会典』巻九七、礼部五六、朝貢二・巻九八、礼部五七、朝貢三による。
- 79 80 山田憲太郎『東亜香料史研究』(中央公論美術出版、一九七六年)九七~一○九頁、三一九~三三五頁。 小川博編『中国人の南方見聞録 瀛涯勝覧』(吉川弘文館、 一九九八)は、『瀛涯勝覧』・『星槎勝覧』を和訳し注釈を防しており、
- 香料類に関する注解も詳しい。
- 81 山田前掲『東亜香料史研究』二二四~二六一頁。
- 82 曽我部静雄「日華貿易史上に於ける蘇木」(『文化』十五巻四号、 一九五一年)。
- 83 『諸司職掌』戸部職掌、度支科、経費、賞賜。
- 84 正徳『大明会典』巻二六、戸部十一、経費一、賞賜、事例。
- 85 正徳『大明会典』巻二九、戸部十四、廩禄二、俸給一、事例。
- 86 『憲宗実録』巻九七、成化七年十月丁丑の条。
- 87 森前掲『日宋貿易の研究』二七二~二七五頁など。
- 88 田村前掲『中世日朝貿易の研究』四二一~四三〇頁、トメ・ピレス前掲『東方諸国記』二五〇~二五一頁。
- 89 郎瑛『七修類稿』巻四五、事物類、「倭国物」。
- 90 嘉靖『浙江通志』巻七十、雑志第十一之八、物産。
- 91 王勇「日本摺扇的起源及在中国的流播」(『中日関係史考』中央編訳出版社、一九九五年)。
- 92 陳霆『両山墨談』巻十八、馮可時『蓬窗続録』(『説郛続』 号十七所収)。王勇前掲「日本摺扇的起源及在中国的流播」一四三—一

- (9) 脇田前掲「物価より見た日明貿易の性格」二六二~二六三頁。
- (4) 宝慶『四明志』巻六、叙賦下、市舶。
- 95 池田温「前近代東亜における紙の国際流通」(初出一九八七年、『東アジアの文化交流史』吉川弘文館、二〇〇二年所収)。
- 96 社会」(『御茶の水大学人文科学紀要』二十巻、一九六七年)、同「十五世紀のジャワにおける中国人の通商活動」(『論集 近代中 九八六年)を参照 国研究』山川出版社、一九八一年)、同「十四五世紀における東南アジア船の東アジア来航と琉球国」(『球陽論叢』ひるぎ社、一 十五世紀のシャム・ジャワ・スマトラにおける海上貿易と華僑集団について、和田久徳「十五世紀初期のスマトラにおける華僑
- 97 和田前掲「十四五世紀における東南アジア船の東アジア来航と琉球国」二九~三二頁。
- (8) 和田前掲「十五世紀のジャワにおける中国人の通商活動」五八五~五八八頁。
- (9) 和田前掲「十五世紀初期のスマトラにおける華僑社会」七一~七四頁
- (10) 小葉田前掲『中世南島通交貿易史の研究』四二九~四三五頁。
- 101 四年)五九~六〇頁。 小葉田前掲『中世南島通交貿易史の研究』一五頁、佐伯弘次「室町前期の日琉関係と外交文書」(『九州史学』一一一号、一九九
- 102 佐久間『日明関係史』一三三頁、檀上寛『永楽帝 中華「世界システム」への夢』(講談社、一九九七年)二一〇~二一七頁。
- (⑫) 荷見前掲「辺貿と交易」一二四頁。
- (⑴) 小葉田『通交貿易史』三九六~四四九頁。
- (⑴) 正徳『大明会典』巻九七、礼部五六、朝貢二、事例、日本国。
- 106 関係」など。 小葉田淳『中世南島貿易史の研究』第二編「琉明間の通交貿易」、 佐久間 『日明関係史』第一編第四章 「明代の琉球と中国との
- 107 田村前掲『中世日朝貿易の研究』一七四~一九〇、二六六~二九二、三三一~三三八頁。
- (18) 田村前掲『中世日朝貿易の研究』四三八~四四〇頁。
- くの南海物資が集散したことは確かである。 申叔船『海東諸国紀』日本国紀、八道六十六州、筑前州。十五世紀後半に東南アジア船が博多に入港したとは考えにくいが、

- 110 伯弘次「室町期の博多商人宗金と東アジア」(『史淵』一三六輯、一九九九年) 田中健夫「日鮮貿易における博多商人の活動」(初出一九五三年、『中世海外交渉史の研究』東京大学出版会、一九五九年)、佐
- (⑴) 脇田前掲「物価より見た日明貿易の性格」二五六~六○頁。
- 112 一九九五年)。 大田由紀夫「一二―一五世紀初頭東アジアにおける銅銭の流布 ―日本・中国を中心として――」(『社会経済史学』六一巻二号、
- 113 volume 8, Cambridge University Press, 1998, pp.381-385 William S. Atwell, "Ming China and the Emerging World Economy, c. 1470-1650," in The Cambridge History of China,
- 114 Century." The Journal of Asian Studies, vol.61, no.1, 2002, pp.83-90. William S. Atwell, "Time, Money, and the Weather: Ming China and the "Great Depression" of the Mid-Fifteenth
- 115 九八八年) 二〇四~五八頁。 岩見宏『明代徭役制度の研究』(同朋舎出版、一九八六年)四一~五三頁、森正夫『明代江南土地制度の研究』(同朋舎出版、一
- (£) Atwell, "Time, Money, and the Weather," pp.90-97.
- (\(\frac{\tau}{2}\)) Atwell, "Time, Money, and the Weather," pp.98-103.